

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年6月18日提出
【発行者名】	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑畑 卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【電話番号】	03-5219-5700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型） LM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型） LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型） LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

本書は、ファンドコード「G08470」（LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型） LM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型））と「G12456」（LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型） LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型））を統合したものです。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）

LM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）

LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）

LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）

（上記ファンドを総称して、また各々を指して「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」ということがあります。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド、1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されません。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

### (5)【申込手数料】

申込手数料（購入時手数料）は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に3.78%（税抜3.50%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。

販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

申込手数料には、消費税及び地方消費税に相当する金額が課されます。

自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

#### (6) 【申込単位】

申込単位（購入単位）は販売会社毎に定められておりますので、各販売会社にお問合せください。

販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### (7) 【申込期間】

平成30年6月19日から平成30年12月18日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

販売会社において取得申込み（購入申込）を取扱います。

販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

販売会社によっては、いずれかのファンドのみの取扱いとなる場合があります。

販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。

詳細については、委託会社または販売会社にお問合せください。

#### (9) 【払込期日】

取得申込代金（購入代金）は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。

（詳細については、販売会社にお問合せください。）

各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金及び換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主にLM・オーストラリア高配当株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指します。

「LM・オーストラリア高配当株ファンド」は、為替ヘッジの有無、決算頻度の異なる合計4ファンドで構成されています。以下、各ファンドを次の略称で表示すること、各ファンドの為替ヘッジの有無、決算頻度に応じて次の総称で表示することがあります。

ファンド名	略称	総称1	総称2
LM・オーストラリア高配当株ファンド (毎月分配型)	為替ヘッジなし 毎月分配型	為替ヘッジなし	毎月分配型
LM・オーストラリア高配当株ファンド (年2回決算型)	為替ヘッジなし 年2回決算型	為替ヘッジなし	年2回決算型
LM・オーストラリア高配当株ファンド (為替ヘッジあり)(毎月分配型)	為替ヘッジあり 毎月分配型	為替ヘッジあり	毎月分配型
LM・オーストラリア高配当株ファンド (為替ヘッジあり)(年2回決算型)	為替ヘッジあり 年2回決算型	為替ヘッジあり	年2回決算型

基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類及び属性区分を示します。

《商品分類表》

各ファンド共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産
		資産複合

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「資産複合」とは、目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 《属性区分表》

## LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あ り
一般 大型株		日 本		
中小型株	年 2 回	北 米		
債 券	年 4 回	欧 州		
一般 公債		ア ジ ア		
社債	年 6 回	オセアニア	ファンド・オ ブ・ファンズ	な し
その他債券	( 隔 月 )			
クレジット属性	年12回	中南米		
不動産投信	( 毎 月 )	アフリカ		
その他資産（投資信託証券 （株式・不動産投信））	日々	中近東 （中東）	ファミリー ファンド	あ り
資産複合	その他	エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

## LM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あ り
一般 大型株		日 本		
中小型株	年 2 回	北 米		
債 券	年 4 回	欧 州		
一般 公債		ア ジ ア		
社債	年 6 回	オセアニア	ファンド・オ ブ・ファンズ	な し
その他債券	( 隔 月 )			
クレジット属性	年12回	中南米		
不動産投信	( 毎 月 )	アフリカ		
その他資産（投資信託証券 （株式・不動産投信））	日々	中近東 （中東）	ファミリー ファンド	あ り
資産複合	その他	エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

## LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本 北米		
クレジット属性	年4回	欧州		
不動産投信	年6回 (隔月)	アジア オセアニア		
その他資産（投資信託証券 (株式・不動産投信)）	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
資産複合	日々	アフリカ 中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他	エマージング		

## LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本 北米		
クレジット属性	年4回	欧州		
不動産投信	年6回 (隔月)	アジア オセアニア		
その他資産（投資信託証券 (株式・不動産投信)）	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
資産複合	日々	アフリカ 中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他	エマージング		

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式及び不動産投信に投資を行っておりますので、上記属性区分表の投資対象資産については、「その他資産（投資信託証券（株式・不動産投信）」と表示しております。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記の通りです。

投資対象資産	その他資産	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券及び不動産投資以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
	為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類及び属性区分以外のものについての詳細は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

#### 信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により下記の通りとなっております。

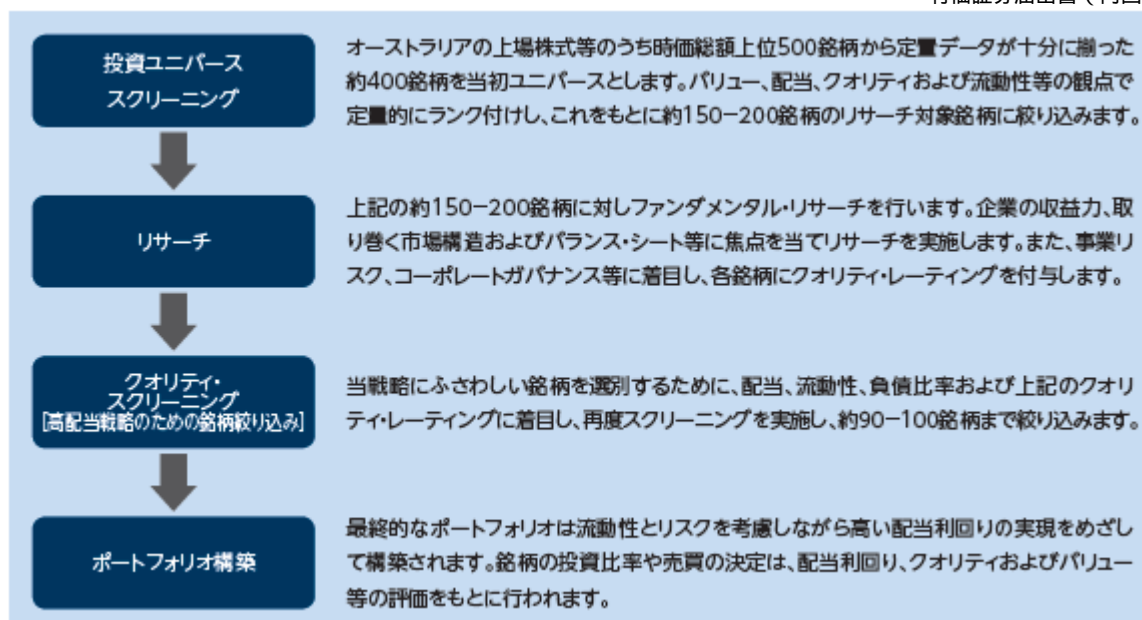
ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

為替ヘッジなし 毎月分配型	8,000億円
為替ヘッジなし 年2回決算型	3,000億円
為替ヘッジあり 毎月分配型	5,000億円
為替ヘッジあり 年2回決算型	3,000億円

#### ファンドの特色

### オーストラリアの株式市場に上場している高配当株等に投資します

- 主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
- 上場している不動産投資信託を含む投資信託証券に投資します。
- 銘柄の流動性に配慮しながらポートフォリオを構築します。



上記プロセスは、今後、変更となる場合があります。

### 決算期及び為替ヘッジの有無の異なる4つのファンドがあります

	為替ヘッジなし	為替ヘッジあり
<b>毎月分配型</b> 決算日 毎月20日*	LM・オーストラリア高配当株ファンド (毎月分配型)	LM・オーストラリア高配当株ファンド (為替ヘッジあり) (毎月分配型)
<b>年2回決算型</b> 決算日 毎年3月20日および9月20日*	LM・オーストラリア高配当株ファンド (年2回決算型)	LM・オーストラリア高配当株ファンド (為替ヘッジあり) (年2回決算型)

\*休業日の場合は翌営業日とします。

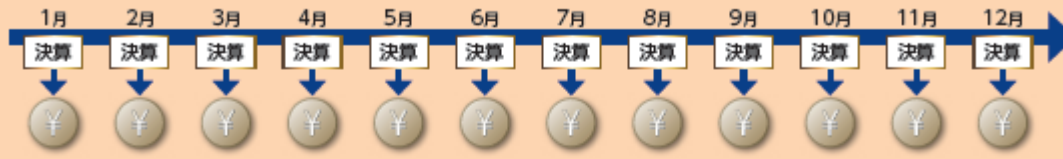


- 毎月分配型と年2回決算型があります。

#### 「毎月分配型」

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

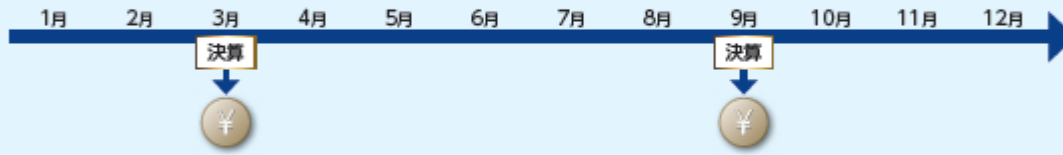
#### 収益分配のイメージ



#### 「年2回決算型」

毎年3月20日および9月20日(休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

#### 収益分配のイメージ



(注) 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

- 「為替ヘッジなし」と「為替ヘッジあり」があります。

#### 「為替ヘッジなし」

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

したがって、基準価額と分配金は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

#### 「為替ヘッジあり」

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

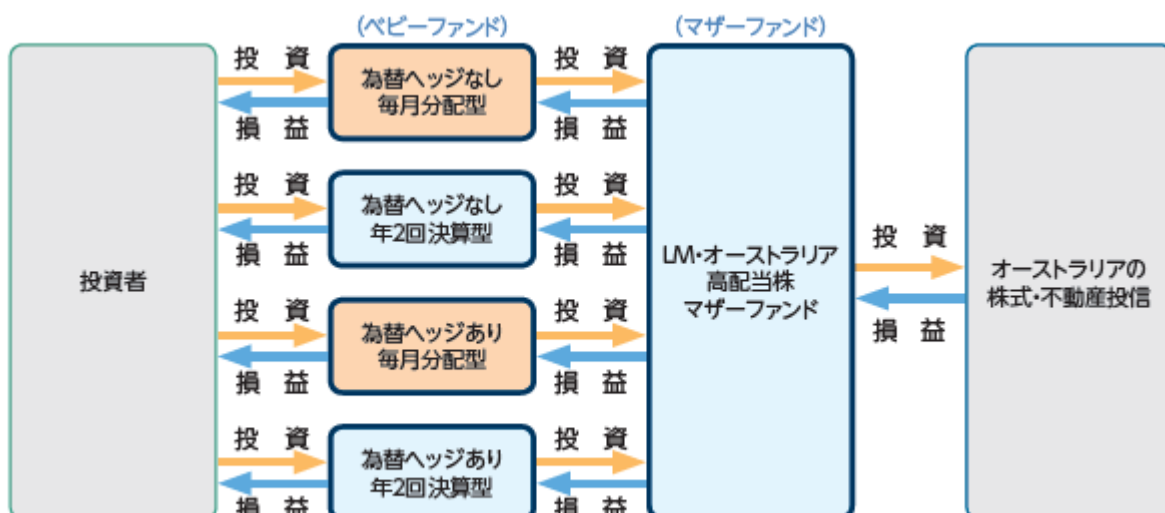
※為替ヘッジを行った場合でも、為替変動リスクを完全に排除できるとは限りません。

豪ドル建て資産を円に為替ヘッジする場合、概ね豪ドル短期金利と円短期金利の差に相当する為替ヘッジコストがかかります。

資金動向、市場動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

## ファミリーファンド方式により運用を行います

「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

**運用はレグ・メイソン・グループのレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います**

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド」（以下「投資顧問会社」）に委託します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド

- マザーファンドの投資顧問会社
- レグ・メイソン・インクの100%子会社
- オーストラリア株式の運用において30年以上の実績を持つ

レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドの株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。

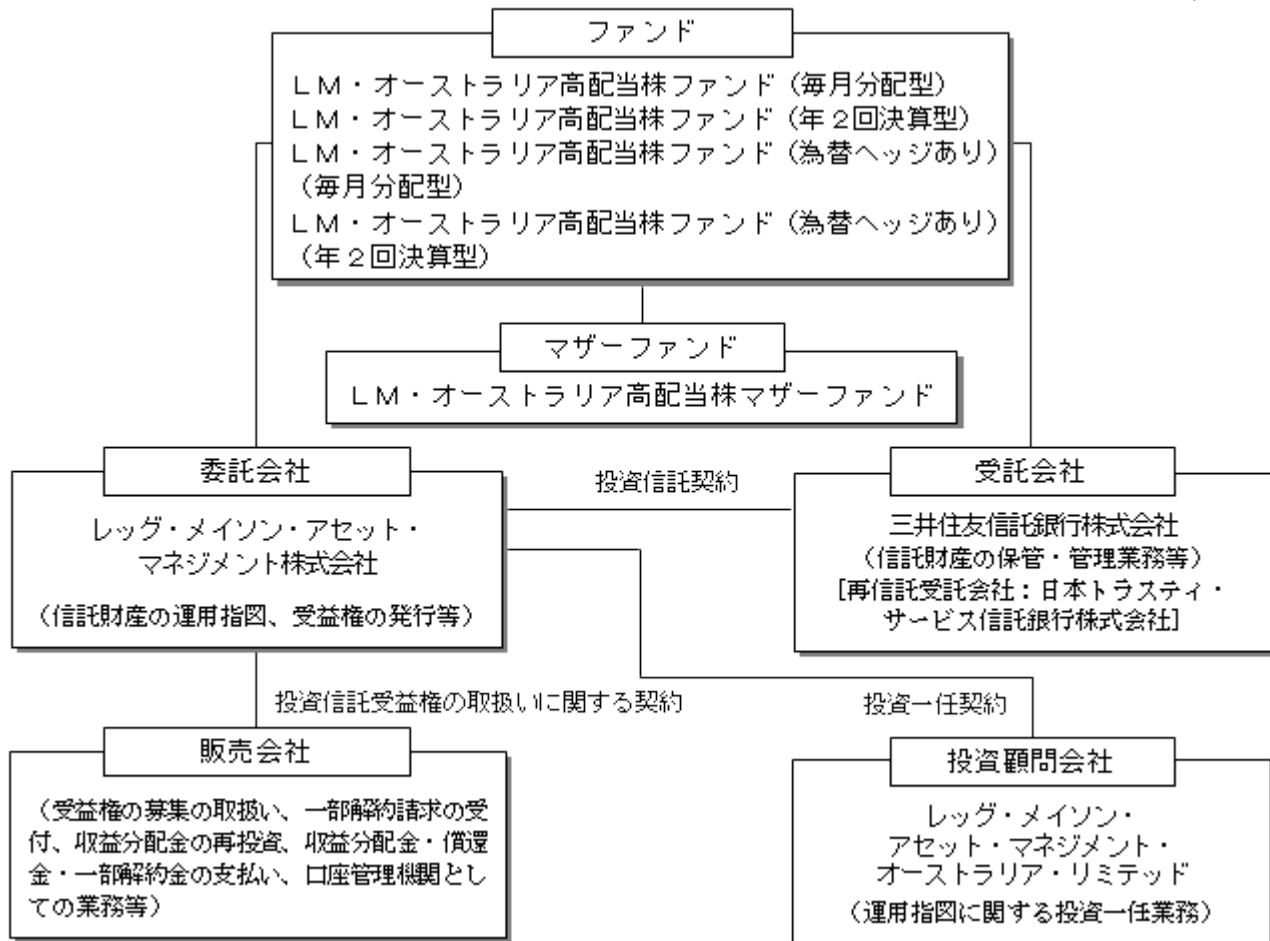
**(2) 【ファンドの沿革】**

- 平成23年 9月29日 「為替ヘッジなし 毎月分配型」の信託契約締結、設定及び運用開始
- 平成25年 6月28日 「為替ヘッジなし 年2回決算型」の信託契約締結、設定及び運用開始
- 平成28年12月16日 「為替ヘッジなし 毎月分配型」及び「為替ヘッジなし 年2回決算型」の信託期間を平成43年 9月22日までに変更（当初は平成33年 9月21日まで）
- 平成29年 3月 1日 「為替ヘッジあり 毎月分配型」及び「為替ヘッジあり 年2回決算型」の信託契約締結、設定及び運用開始

**(3) 【ファンドの仕組み】**

ファンドの関係法人及び契約の概要等

**a. ファンドの関係法人**



\* 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

## b. 契約の概要等

### (イ) 投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

### (ロ) 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。

### (ハ) 投資一任契約

委託会社が投資顧問会社にマザーファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

## 委託会社等の概況（平成30年4月末現在）

### a. 資本金の額

1,000百万円

### b. 沿革

平成10年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立  
平成10年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得  
平成10年11月30日 投資顧問業登録  
平成11年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得

- 平成11年10月1日 スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
- 平成13年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
- 平成18年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
- 平成19年9月30日 金融商品取引業登録

### c. 大株主の状況

名 称	レグ・メイソン・インク
住 所	アメリカ合衆国メリーランド州ボルティモア市 インターナショナル・ドライブ100
所有株式数	78,270株
持株比率	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

LM・オーストラリア高配当株マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

LM・オーストラリア高配当株マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

「為替ヘッジなし」については、外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

「為替ヘッジあり」については、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。

資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ) 有価証券

(ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、信託約款に定めるものに限り、）に係る権利

(ハ) 約束手形

(ニ) 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたLM・オーストラリア高配当株マザーファンドの受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. 株券

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。 )及び新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a. からk. までの証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
- q. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
- t. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で上記u. の有価証券の性質を有するもの  
なお、上記a. の証券並びにl. 及びq. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、b. からf. までの証券並びにl. 及びq. の証券または証書のうちb. からf. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. 及びn. の証券(投資法人債券を除きます。 )を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )により運用することを指図することができます。

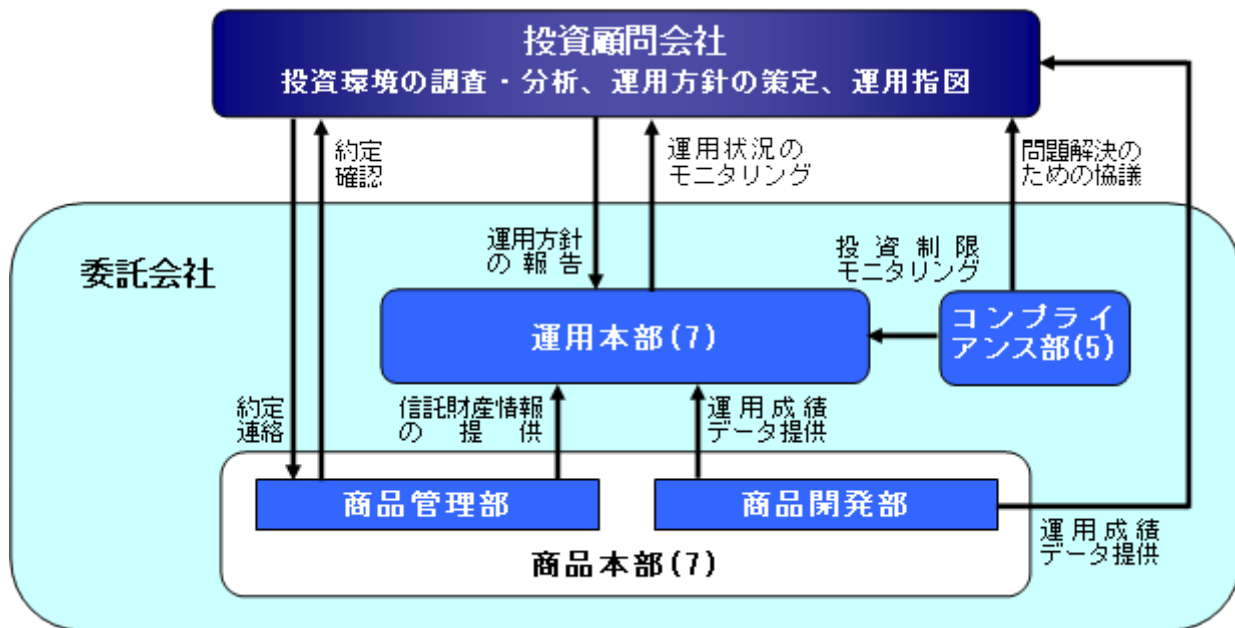
- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。 )
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で上記e. の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### (3) 【運用体制】

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います。

## ファンドの運用体制



(注) 括弧内は平成30年4月末現在の各部署に属する人数を示します。

委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。

投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

委託会社の運用本部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用本部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

委託会社のコンプライアンス部は、商品開発部で企画・立案されたファンドのガイドラインモニタリング方法に基づき、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているかモニタリングを行います。また、投資制限の違反が生じた場合には、ビジネスリスク管理委員会に報告し、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解決に向けた措置をとります。

商品開発部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用本部及び関連部署並びに必要なに応じて投資顧問会社にフィードバックします。

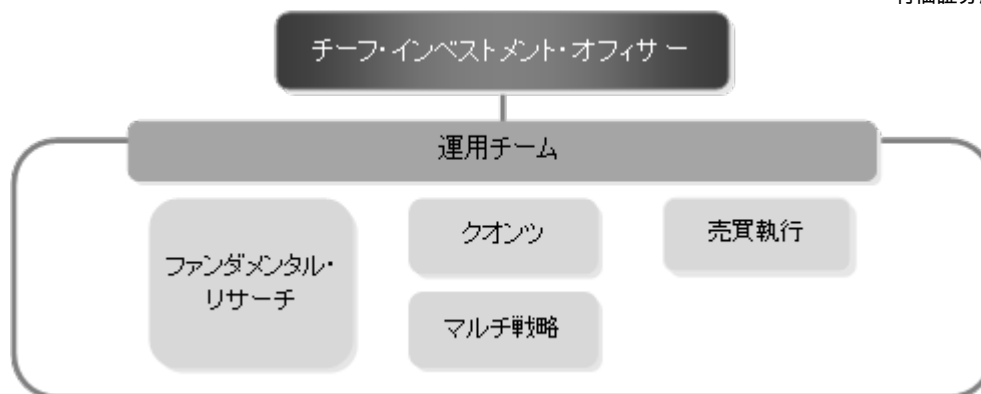
運用に関する社内委員会として、運用本部及び関連部署の代表で構成される東京運用委員会が月次で開催されます。東京運用委員会では、運用状況の確認を行い、必要に応じて要因分析等の詳細な検討等を行います。また、投資顧問会社の運用方針、運用戦略及びポートフォリオの変更が行われた際の経緯等が記録されます。東京運用委員会の議事録は社長及び取締役会に報告されます。

上記の業務については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

### (参考) 投資顧問会社の運用体制

#### 運用体制

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド」に委託します。投資顧問会社では信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。



#### リスク管理体制

- a. 運用リスクの管理は、運用部門が行います。ポートフォリオのリスク特性を日々モニターし、ポートフォリオのリスク状況が適切かどうか確認しています。また、マーティン・カリー本社（英国）の投資リスク・チームも独立した立場でファンドの運用状況が運用方針に沿っているかをモニターしています。
- b. 運用ガイドライン遵守状況は、運用部門から独立した立場にあるコンプライアンス・リスク管理担当者が日々モニターします。仮にガイドラインを逸脱した運用状況が確認された場合は、速やかに是正措置をとります。

#### 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について審議されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

（注）ファンドの運用体制及び管理体制は、平成30年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

収益分配時期

「毎月分配型」

毎決算時<sup>\*</sup>（原則として毎月20日、休業日の場合は翌営業日。）に収益分配を行います。

<sup>\*</sup> 第1計算期間から第3計算期間までを除きます。

「年2回決算型」

毎決算時（原則として毎年3月及び9月の各20日、休業日の場合は翌営業日。）に収益分配を行います。

収益分配方針

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

- b. 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- d. 自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

#### 収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、「毎月分配型」の収益の分配は、第4計算期末から行うものとし、第1計算期間から第3計算期間までは収益の分配は行いません。
    - (イ) 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とみなし配当等収益との合計額から、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」または「税」ということがあります。)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
    - (ロ) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
  - b. 上記a.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- (注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。



## [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

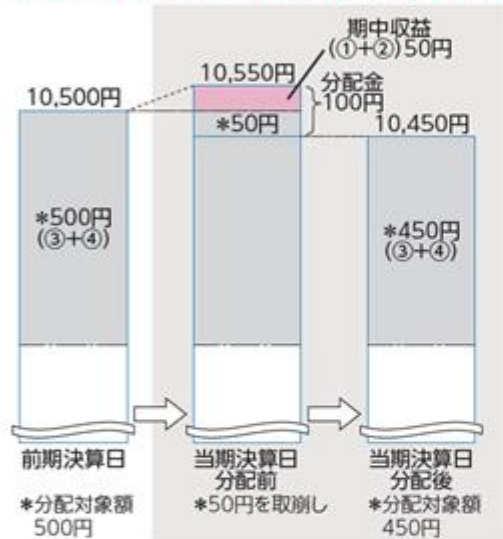
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



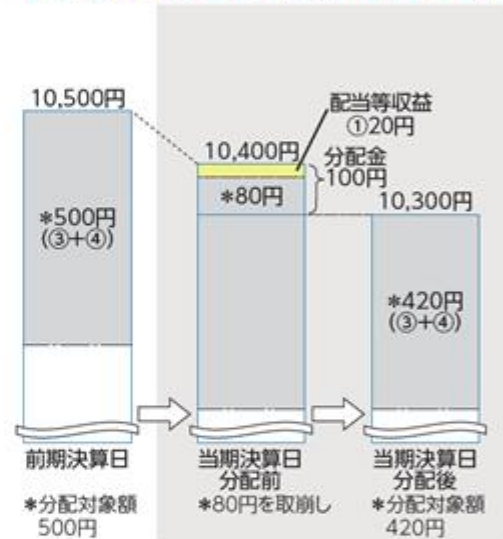
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



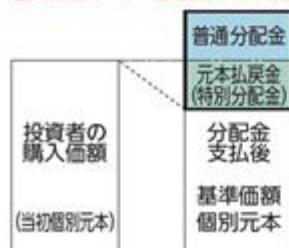
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

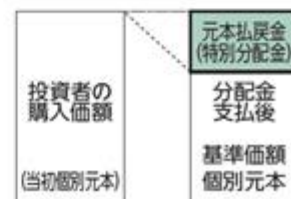
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

## (5) 【投資制限】

信託財産の運用は、信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

### < 信託約款による投資制限 >

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

#### 投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

#### 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 上記a.及びb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 投資信託証券への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券及び金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

#### 信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(へ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(へ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ) 信託財産に属する株券

(ロ) 株式分割により取得する株券

(ハ) 有償増資により取得する株券

(ニ) 売出しにより取得する株券

(ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券

(ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(上記(ホ)に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。))及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。))並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))。
- b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 有価証券の貸付の指図及び範囲

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b. 上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 公社債の空売りの指図範囲

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. 上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記a.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### 公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記a.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場

を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b. 上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

受託会社による資金の立替え

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### < 法令による投資制限 >

同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

（参考）

#### 「LM・オーストラリア高配当株マザーファンド」の投資方針の概要

##### (1)投資方針

###### 基本方針

主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指します。

###### 運用方法

###### a.投資対象

オーストラリアの証券取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券を主要投資対象とします。

###### b.投資態度

(イ)主としてオーストラリアの証券取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券を中心に投資を行います。

(ロ)主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。また、銘柄の流動性に配慮しながらポートフォリオを構築します。

(ハ)外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(ニ)デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。

(ホ)資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ)レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

##### (2)投資対象

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

###### a.次に掲げる特定資産（投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、信託約款に定めるものに限り、）に係る権利

(ハ)約束手形

(ニ)金銭債権

###### b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

委託会社（投資顧問会社を含みます。以下(2)において同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

###### a.株券

###### b.国債証券

###### c.地方債証券

###### d.特別の法律により法人の発行する債券

e.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - j. コマーシャル・ペーパー
  - k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
  - l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a. からk. までの証券または証書の性質を有するもの
  - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - v. 外国の者に対する権利で上記u. の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記a. の証券並びにl. 及びq. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、b. からf. までの証券並びにl. 及びq. の証券または証書のうちb. からf. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. 及びn. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で上記e. の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### (3) 投資制限

マザーファンドの信託財産の運用は、委託会社（投資顧問会社を含みます。）によって、信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

#### < 信託約款による投資制限 >

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

#### 投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

#### 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

#### 信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、
- b. 上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(へ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(へ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

(イ) 信託財産に属する株券

(ロ) 株式分割により取得する株券

(ハ) 有償増資により取得する株券

(ニ) 売出しにより取得する株券

(ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券



(ヘ)信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
  - (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記a.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### 公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記a.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b. 上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 受託会社による資金の立替え

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### < 法令による投資制限 >

##### 同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

##### デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

### 3【投資リスク】

#### (1)投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

#### 株価変動リスク（株価が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。

#### 不動産投資信託の価格変動リスク（不動産投資信託の価格が下がると、基準価額が下がるリスク）

不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下及び賃貸収入等の減少により下落することがあります。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがあります。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

#### 為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

##### 「為替ヘッジなし」

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

##### 「為替ヘッジあり」

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指しますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたり、円金利が豪ドル金利より低い場合、当該金利差に相当するヘッジコストが基準価額の変動要因となります。

#### 信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

#### 外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の株式等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

## デリバティブ活用のリスク

当ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

### (2)留意点

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### (3)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立したコンプライアンス部門において、関係法令、当ファンドの信託約款及び運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じて関係部署及び社内に設置されたビジネスリスク管理委員会に報告が行われ、問題点の把握及び是正勧告等の監督が行われます。

（注）リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

## 参考情報

## LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)

ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較



## LM・オーストラリア高配当株ファンド(年2回決算型)

ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較



## [ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移]の留意点

- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

## [ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較]の留意点

- ※1 グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 当ファンドについては対象期間中の各月末、他の代表的な資産クラスについては直近5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しております。
- ※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 参考情報

### LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(毎月分配型)

ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較



### LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(年2回決算型)

ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較



\*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

- 日本株 … 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、ヘッジなし・円ベース)
- 日本国債…FTSE日本国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)
- 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円ベースの指数を採用しております。

(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に帰属します(TOPIX:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックス、FTSE新興国市場国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC)。また、それぞれの主体は当ファンドの運用に関して一切の責任を負うものではありません。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に3.78%（税抜3.50%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。

販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額はありませぬ。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用）の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.7928%（税抜1.66%）を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分及びこれらに対価とする役務の内容は以下の通りです。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

配分及び 役務	委託会社	0.80%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の計算等
	販売会社	0.80%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
	受託会社	0.06%（税抜）	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われませぬ。委託会社は、投資顧問会社が受ける報酬の額及び支弁の時期を、投資顧問会社との間で別に定めます。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりませぬ。

## (4) 【その他の手数料等】

当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費（消費税等相当額を含みます。）は以下の通りです。各諸経費は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。

a. 信託財産に関する租税

b. 信託事務の処理に要する諸費用

c. 借入金及び受託会社の立替えた立替金の利息

d. 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料<sup>\*</sup>

e. 先物取引・オプション取引等に要する費用

f. 外貨建資産の保管等に要する費用

\* 当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりませぬ。

上記の諸経費のほか、下記のその他諸費用（当ファンドに関連してマザーファンドにおいて発生した費用及び消費税等相当額を含みます。）について、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額（実際または予想される費用額の範囲内とします。）を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

a. 監査報酬、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用

- b. 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出及び交付に係る費用
- c. 公告費用
- d. 格付費用
- e. 受益権の管理事務に関連する費用

当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、上記の諸経費（借入金の利息を除きます。）がかかることがあり、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。

上記及びのうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

- a. 売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
- b. 保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
- c. 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- d. 印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用

上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人受益者、法人受益者毎の課税上の取扱いは以下の通りです。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

##### 個人の受益者に対する課税

- a. 収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金について、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。なお、受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
- b. 一部解約時及び償還時の差益（譲渡益）が譲渡所得として課税対象となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。

解約価額または償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した額です。

（注）特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

期間	税率
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

- c. 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）及び未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」及び未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株



式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

期間	税率
平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

#### 配当控除・益金不算入制度

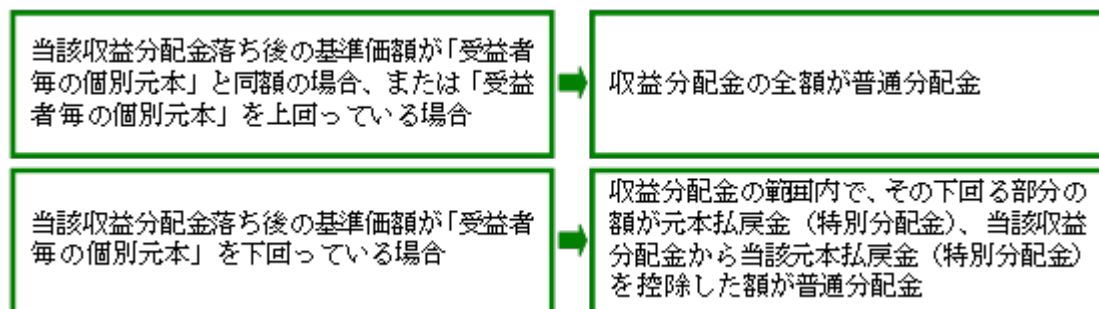
配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。

#### （注1）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 受益者が収益分配金を受取る際 >



#### （注2）個別元本について

個別元本は、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成30年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。

## 5【運用状況】

以下は、平成30年4月27日現在の運用状況であります。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1) 【投資状況】

L M・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	397,942,379,528	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		136,707,159	0.03
合計(純資産総額)		397,805,672,369	100.00

L M・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	23,872,248,868	100.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		44,672,442	0.19
合計(純資産総額)		23,827,576,426	100.00

L M・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	413,681,038	99.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,695,308	0.41
合計(純資産総額)		415,376,346	100.00

L M・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	121,329,062	99.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		293,218	0.24
合計(純資産総額)		121,622,280	100.00

(参考) L M・オーストラリア高配当株マザーファンド

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	オーストラリア	617,385,488,584	83.45
投資証券	オーストラリア	106,204,293,276	14.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		16,262,023,234	2.20
合計(純資産総額)		739,851,805,094	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

L M・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）

a. 上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	L M・オーストラリア 高配当株マザーファンド	162,637,886,026	2.4394	396,738,859,172	2.4468	397,942,379,528	100.03

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

## L M・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）

## a. 上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	L M・オーストラリア 高配当株マザーファンド	9,756,518,256	2.4976	24,367,879,997	2.4468	23,872,248,868	100.19

## b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.19
合計	100.19

## L M・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）

## a. 上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	L M・オーストラリア 高配当株マザーファンド	169,070,230	2.4397	412,480,641	2.4468	413,681,038	99.59

## b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.59
合計	99.59

## L M・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）

## a. 上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	L M・オーストラリア 高配当株マザーファンド	49,586,833	2.5016	124,046,422	2.4468	121,329,062	99.76

## b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.76
合計	99.76

## （参考）L M・オーストラリア高配当株マザーファンド

## a. 上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	株式	WESFARMERS LTD	生活必需品	13,316,454	3,398.57	45,256,972,980	3,562.96	47,446,116,787	6.41
2	オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	金融	17,734,017	2,608.82	46,264,925,619	2,323.81	41,210,650,971	5.57
3	オーストラリア	株式	TELSTRA CORP LTD	電気通信 サービス	160,191,149	299.26	47,939,108,192	256.91	41,155,845,447	5.56
4	オーストラリア	株式	AUST AND NZ BANKING GROUP	金融	17,420,896	2,496.47	43,490,817,405	2,194.94	38,237,955,607	5.17

5	オーストラリア	株式	AGL ENERGY LTD	公益事業	19,662,024	1,862.38	36,618,274,555	1,718.28	33,785,019,895	4.57
6	オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	金融	5,263,533	6,301.49	33,168,104,775	5,968.57	31,415,778,317	4.25
7	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP		89,937,444	331.69	29,832,090,077	326.30	29,347,442,383	3.97
8	オーストラリア	株式	AMP LTD	金融	80,457,775	409.74	32,967,219,292	334.57	26,918,798,011	3.64
9	オーストラリア	株式	WOODSIDE PETROLEUM LTD	エネルギー	9,919,548	2,363.56	23,445,543,325	2,657.56	26,361,830,685	3.56
10	オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES		127,417,011	221.39	28,209,463,667	197.43	25,156,947,076	3.40
11	オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	金融	10,636,082	2,576.60	27,404,991,635	2,351.90	25,015,072,518	3.38
12	オーストラリア	株式	WOOLWORTHS GROUP LTD	生活必需品	10,763,228	2,080.11	22,388,803,675	2,264.34	24,371,608,766	3.29
13	オーストラリア	株式	APA GROUP	公益事業	35,801,668	689.35	24,680,011,926	668.31	23,926,788,169	3.23
14	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND		62,379,221	355.69	22,187,886,962	328.78	20,509,526,838	2.77
15	オーストラリア	株式	COCA-COLA AMATIL LTD	生活必需品	26,266,737	649.31	17,055,375,829	763.31	20,049,831,127	2.71
16	オーストラリア	株式	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	金融	30,344,391	527.05	15,993,065,896	645.18	19,577,718,597	2.65
17	オーストラリア	株式	TABCORP HOLDINGS LTD	一般消費財・サービス	50,536,478	389.41	19,679,470,246	357.70	18,076,963,878	2.44
18	オーストラリア	株式	ASX LTD	金融	3,614,220	4,391.54	15,872,019,167	4,705.46	17,006,587,881	2.30
19	オーストラリア	株式	SYDNEY AIRPORT	資本財・サービス	28,658,876	598.09	17,140,770,564	576.61	16,525,218,030	2.23
20	オーストラリア	株式	TRANSURBAN GROUP	資本財・サービス	16,873,787	986.36	16,643,685,917	953.31	16,086,108,499	2.17
21	オーストラリア	株式	JB HI-FI LTD	一般消費財・サービス	6,995,873	1,902.50	13,309,706,448	2,117.29	14,812,322,026	2.00
22	オーストラリア	株式	IOOF HOLDINGS LTD	金融	19,275,306	906.25	17,468,284,031	761.66	14,681,310,524	1.98
23	オーストラリア	株式	SUNCORP GROUP LTD	金融	11,980,561	1,056.58	12,658,443,904	1,138.36	13,638,260,907	1.84
24	オーストラリア	株式	SPARK INFRASTRUCTURE GROUP	公益事業	72,064,753	204.04	14,704,575,036	187.52	13,513,921,187	1.83
25	オーストラリア	投資証券	GPT GROUP		32,499,211	409.74	13,316,408,711	387.44	12,591,523,559	1.70
26	オーストラリア	株式	AURIZON HOLDINGS LTD	資本財・サービス	32,071,056	388.84	12,470,823,405	370.91	11,895,760,813	1.61
27	オーストラリア	株式	AUSNET SERVICES	公益事業	79,190,788	139.61	11,055,897,184	138.37	10,957,767,919	1.48
28	オーストラリア	株式	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	一般消費財・サービス	33,211,769	314.74	10,453,208,343	292.43	9,712,429,799	1.31
29	オーストラリア	投資証券	DEXUS		10,522,364	780.66	8,214,436,030	767.44	8,075,355,632	1.09
30	オーストラリア	株式	BENDIGO AND ADELAIDE BANK	金融	9,057,769	936.36	8,481,385,028	859.97	7,789,410,513	1.05

(注) 平成30年4月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

#### b. 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
----	----	---------

株式	エネルギー	3.56
	素材	1.76
	資本財・サービス	6.90
	一般消費財・サービス	8.39
	生活必需品	12.42
	金融	33.75
	電気通信サービス	5.56
	公益事業	11.11
投資証券		14.35
合計		97.80

### 【投資不動産物件】

L M・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

L M・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）

該当事項はありません。

L M・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）

該当事項はありません。

L M・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）

該当事項はありません。

（参考）L M・オーストラリア高配当株マザーファンド

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

L M・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

L M・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）

該当事項はありません。

L M・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）

該当事項はありません。

L M・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）

該当事項はありません。

（参考）L M・オーストラリア高配当株マザーファンド

該当事項はありません。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

L M・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第1特定期間末 (平成24年 3月21日)	1,826,288,294	1,850,475,493	13,043	13,283
第2特定期間末 (平成24年 9月20日)	13,922,324,703	14,354,546,418	12,387	12,867
第3特定期間末 (平成25年 3月21日)	10,015,753,431	10,545,385,792	17,319	17,929
第4特定期間末 (平成25年 9月20日)	10,585,420,027	11,142,527,517	16,293	17,193
第5特定期間末 (平成26年 3月20日)	11,906,912,148	12,560,205,999	15,123	16,023
第6特定期間末 (平成26年 9月22日)	13,371,003,486	14,124,369,358	15,954	16,854
第7特定期間末 (平成27年 3月20日)	20,830,400,288	21,813,740,860	16,117	17,017
第8特定期間末 (平成27年 9月24日)	18,926,999,795	20,418,089,110	12,140	13,190
第9特定期間末 (平成28年 3月22日)	31,677,205,993	34,054,968,361	12,257	13,457
第10特定期間末 (平成28年 9月20日)	158,488,465,668	168,675,746,018	10,433	11,633
第11特定期間末 (平成29年 3月21日)	453,692,863,980	487,358,542,555	11,396	12,596
第12特定期間末 (平成29年 9月20日)	582,900,121,325	632,804,008,756	10,668	11,618
第13特定期間末 (平成30年 3月20日)	413,567,637,317	457,249,333,730	9,208	10,108
平成29年 4月末日	521,536,491,079		11,049	
5月末日	553,280,289,932		10,619	
6月末日	603,471,354,140		10,985	
7月末日	611,943,317,137		10,791	
8月末日	587,303,718,593		10,561	
9月末日	564,786,390,107		10,468	
10月末日	546,206,248,422		10,455	
11月末日	522,589,385,101		10,309	
12月末日	516,845,064,305		10,651	
平成30年 1月末日	472,656,206,138		10,205	
2月末日	432,093,650,368		9,616	
3月末日	401,282,224,552		8,899	
4月末日	397,805,672,369		8,835	

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

(注2) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

#### LM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (平成25年 9月20日)	28,421,379	28,421,379	11,496	11,496
第2計算期間末 (平成26年 3月20日)	73,839,302	73,839,302	11,307	11,307
第3計算期間末 (平成26年 9月22日)	285,652,468	285,652,468	12,621	12,621
第4計算期間末 (平成27年 3月20日)	690,718,309	690,718,309	13,496	13,496
第5計算期間末 (平成27年 9月24日)	753,219,215	753,219,215	10,911	10,911
第6計算期間末 (平成28年 3月22日)	1,140,580,645	1,140,580,645	12,142	12,142
第7計算期間末 (平成28年 9月20日)	10,288,045,579	10,288,045,579	11,489	11,489
第8計算期間末 (平成29年 3月21日)	27,105,218,650	27,105,218,650	13,968	13,968
第9計算期間末 (平成29年 9月20日)	35,093,151,438	35,093,151,438	14,281	14,281
第10計算期間末 (平成30年 3月20日)	23,827,065,238	23,827,065,238	13,467	13,467
平成29年 4月末日	30,745,081,795		13,797	
5月末日	32,413,081,457		13,447	
6月末日	36,044,757,919		14,104	
7月末日	36,916,916,900		14,045	
8月末日	35,306,056,742		13,939	
9月末日	33,738,832,437		14,013	
10月末日	32,577,491,304		14,192	

11月末日	31,137,017,698		14,199	
12月末日	30,220,556,708		14,883	
平成30年 1月末日	26,351,625,083		14,466	
2月末日	24,244,329,387		13,842	
3月末日	23,610,282,936		13,015	
4月末日	23,827,576,426		13,142	

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

#### L M・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成29年 3月21日）	166,301,129	166,301,129	10,190	10,190
第2特定期間末（平成29年 9月20日）	469,684,455	471,514,316	9,985	10,025
第3特定期間末（平成30年 3月20日）	434,814,346	437,487,133	10,102	10,162
平成29年 4月末日	256,657,058		10,447	
5月末日	313,277,042		10,219	
6月末日	432,824,635		10,299	
7月末日	501,846,444		10,028	
8月末日	481,501,294		9,980	
9月末日	462,421,304		9,893	
10月末日	470,691,656		10,165	
11月末日	479,554,415		10,388	
12月末日	469,126,779		10,443	
平成30年 1月末日	448,989,073		10,166	
2月末日	419,628,534		10,188	
3月末日	423,527,859		9,784	
4月末日	415,376,346		9,739	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

（注2）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

#### L M・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成29年 3月21日）	58,157,794	58,157,794	10,178	10,178
第2計算期間末（平成29年 9月20日）	160,391,306	160,391,306	9,949	9,949
第3計算期間末（平成30年 3月20日）	144,527,742	144,527,742	10,138	10,138
平成29年 4月末日	126,401,117		10,404	
5月末日	145,121,083		10,159	
6月末日	146,941,706		10,235	
7月末日	160,336,952		9,972	
8月末日	160,043,377		9,933	
9月末日	159,235,722		9,856	
10月末日	164,113,002		10,137	
11月末日	157,660,362		10,369	
12月末日	157,927,708		10,437	
平成30年 1月末日	149,619,253		10,171	
2月末日	143,412,000		10,211	
3月末日	139,288,712		9,818	
4月末日	121,622,280		9,782	

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

## 【分配の推移】

## LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成23年 9月29日～平成24年 3月21日	240
第2特定期間	平成24年 3月22日～平成24年 9月20日	480
第3特定期間	平成24年 9月21日～平成25年 3月21日	610
第4特定期間	平成25年 3月22日～平成25年 9月20日	900
第5特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	900
第6特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	900
第7特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	900
第8特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	1,050
第9特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	1,200
第10特定期間	平成28年 3月23日～平成28年 9月20日	1,200
第11特定期間	平成28年 9月21日～平成29年 3月21日	1,200
第12特定期間	平成29年 3月22日～平成29年 9月20日	950
第13特定期間	平成29年 9月21日～平成30年 3月20日	900

## LM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成25年 6月28日～平成25年 9月20日	0
第2計算期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	0
第3計算期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	0
第4計算期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	0
第5計算期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	0
第6計算期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	0
第7計算期間	平成28年 3月23日～平成28年 9月20日	0
第8計算期間	平成28年 9月21日～平成29年 3月21日	0
第9計算期間	平成29年 3月22日～平成29年 9月20日	0
第10計算期間	平成29年 9月21日～平成30年 3月20日	0

## LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成29年 3月 1日～平成29年 3月21日	
第2特定期間	平成29年 3月22日～平成29年 9月20日	40
第3特定期間	平成29年 9月21日～平成30年 3月20日	60

## LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成29年 3月 1日～平成29年 3月21日	0
第2計算期間	平成29年 3月22日～平成29年 9月20日	0
第3計算期間	平成29年 9月21日～平成30年 3月20日	0

## 【収益率の推移】

## LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	平成23年 9月29日～平成24年 3月21日	32.83
第2特定期間	平成24年 3月22日～平成24年 9月20日	1.35
第3特定期間	平成24年 9月21日～平成25年 3月21日	44.74



第4特定期間	平成25年 3月22日～平成25年 9月20日	0.73
第5特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	1.66
第6特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	11.45
第7特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	6.66
第8特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	18.16
第9特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	10.85
第10特定期間	平成28年 3月23日～平成28年 9月20日	5.09
第11特定期間	平成28年 9月21日～平成29年 3月21日	20.73
第12特定期間	平成29年 3月22日～平成29年 9月20日	1.95
第13特定期間	平成29年 9月21日～平成30年 3月20日	5.25

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

#### LM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）

期	期間	収益率（％）
第1計算期間	平成25年 6月28日～平成25年 9月20日	14.96
第2計算期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	1.64
第3計算期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	11.62
第4計算期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	6.93
第5計算期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	19.15
第6計算期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	11.28
第7計算期間	平成28年 3月23日～平成28年 9月20日	5.38
第8計算期間	平成28年 9月21日～平成29年 3月21日	21.58
第9計算期間	平成29年 3月22日～平成29年 9月20日	2.24
第10計算期間	平成29年 9月21日～平成30年 3月20日	5.70

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

#### LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	平成29年 3月 1日～平成29年 3月21日	1.90
第2特定期間	平成29年 3月22日～平成29年 9月20日	1.62
第3特定期間	平成29年 9月21日～平成30年 3月20日	1.77

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

#### LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）

期	期間	収益率（％）
第1計算期間	平成29年 3月 1日～平成29年 3月21日	1.78
第2計算期間	平成29年 3月22日～平成29年 9月20日	2.25
第3計算期間	平成29年 9月21日～平成30年 3月20日	1.90

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

#### （4）【設定及び解約の実績】

##### LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）

期	設定口数（口）	解約口数（口）
---	---------	---------

第1特定期間	2,292,142,634	891,960,711
第2特定期間	13,103,269,453	3,264,225,235
第3特定期間	8,340,248,535	13,796,368,580
第4特定期間	4,013,953,557	3,300,095,773
第5特定期間	2,870,461,452	1,493,947,346
第6特定期間	2,875,402,327	2,368,088,845
第7特定期間	6,281,975,458	1,738,149,799
第8特定期間	4,392,349,532	1,726,742,557
第9特定期間	13,379,342,717	3,126,373,583
第10特定期間	129,485,084,956	3,415,059,437
第11特定期間	287,246,577,996	41,041,784,409
第12特定期間	213,614,035,053	65,343,708,762
第13特定期間	13,019,130,721	110,279,972,132

(注)当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

#### LM・オーストラリア高配当株ファンド(年2回決算型)

期	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	27,223,411	2,500,000
第2計算期間	53,589,184	13,007,764
第3計算期間	219,224,499	58,198,083
第4計算期間	366,078,449	80,621,029
第5計算期間	241,963,598	63,433,964
第6計算期間	385,598,234	136,527,400
第7計算期間	8,313,272,746	297,809,170
第8計算期間	15,756,081,570	5,305,769,641
第9計算期間	11,231,693,670	6,064,285,039
第10計算期間	774,341,580	7,654,392,542

(注)当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

#### LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(毎月分配型)

期	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	163,194,178	
第2特定期間	435,838,983	128,664,335
第3特定期間	30,206,600	70,162,425

(注)当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

#### LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(年2回決算型)

期	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	57,139,798	
第2計算期間	124,096,822	20,024,774
第3計算期間	4,392,825	23,040,662

(注)当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

< 参考情報 >

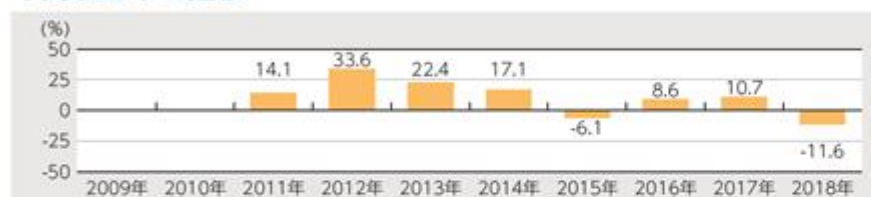
## LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)

## 基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して算出しています。

## 年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2011年はファンドの設定日(2011年9月29日)から年末までの収益率、2018年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

## LM・オーストラリア高配当株ファンド(年2回決算型)

## 基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して算出しています。

## 年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2013年はファンドの設定日(2013年6月28日)から年末までの収益率、2018年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

## 基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
8,835円	3,978億円

## 分配の推移

2017年12月	150円
2018年1月	150円
2018年2月	150円
2018年3月	150円
2018年4月	150円
直近1年間累計	1,800円
設定来累計	11,580円

※1万口当たり、税引前  
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	100.03
現金・預金・その他の資産	△0.03
合計	100.00

## 基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
13,142円	238億円

## 分配の推移

2016年3月	0円
2016年9月	0円
2017年3月	0円
2017年9月	0円
2018年3月	0円
設定来累計	0円

※1万口当たり、税引前  
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	100.19
現金・預金・その他の資産	△0.19
合計	100.00

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

## LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(毎月分配型)

## 基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して算出しています。

## 年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2017年はファンドの設定日(2017年3月1日)から年末までの収益率、2018年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

## 基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
9,739円	4億円

## 分配の推移

2017年12月	10円
2018年1月	10円
2018年2月	10円
2018年3月	10円
2018年4月	10円
直近1年間累計	110円
設定来累計	110円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	99.59
現金・預金・その他の資産	0.41
合計	100.00

## LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(年2回決算型)

## 基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して算出しています。

## 年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2017年はファンドの設定日(2017年3月1日)から年末までの収益率、2018年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

## 基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
9,782円	1億円

## 分配の推移

2017年3月	0円
2017年9月	0円
2018年3月	0円
設定来累計	0円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	99.76
現金・預金・その他の資産	0.24
合計	100.00

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

**(参考)LM・オーストラリア高配当株マザーファンドの主要な資産の状況**

## ■ 資産別組入比率

資産	比率(%)
株式	83.45
投資証券	14.35
現金・預金・その他の資産	2.20
合計	100.00

## ■ 業種別組入比率

業種	比率(%)
金融	33.75
REIT(投資証券)	14.35
生活必需品	12.42
公益事業	11.11
一般消費財・サービス	8.39
資本財・サービス	6.90
電気通信サービス	5.56
エネルギー	3.56
素材	1.76
合計	97.80

## ■ 組入上位10銘柄(組入銘柄数 43)

銘柄名	国	通貨	業種	比率(%)
ウェスファーマーズ	オーストラリア	オーストラリアドル	生活必需品	6.41
ウエストパック銀行	オーストラリア	オーストラリアドル	金融	5.57
テルストラ・コーポレーション	オーストラリア	オーストラリアドル	電気通信サービス	5.56
ANZ銀行グループ	オーストラリア	オーストラリアドル	金融	5.17
AGLエナジー	オーストラリア	オーストラリアドル	公益事業	4.57
オーストラリア・コモンウェルス銀行	オーストラリア	オーストラリアドル	金融	4.25
センターグループ	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	3.97
AMP	オーストラリア	オーストラリアドル	金融	3.64
ウッドサイド・ペトロリアム	オーストラリア	オーストラリアドル	エネルギー	3.56
ビシニティ・センターズ	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	3.40

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

**第2【管理及び運営】****1【申込（販売）手続等】**

(1)当ファンドの取得申込みは、販売会社で受け付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社によっては、いずれかのファンドのみの取扱いとなる場合があります。

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。

\* 詳細については、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

(2)取得申込みの受付は、申込期間中の受付不可日<sup>\*1</sup>を除く、販売会社の営業日<sup>\*2</sup>に行われます。

\* 1 オーストラリア証券取引所（半休日を含みます。）、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受け付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問い合わせください。）

\* 2 原則として、午後3時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(3)当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。

お申込みを行う投資者は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、毎月あらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があります。（詳細については、販売会社にお問い合わせください。）

一般コース（収益分配時に分配金を受取るコースです。）

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込みいただく口数または金額をご指定ください。口数を指定した場合にお支払いいただく金額は、ご指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

（注）販売会社によっては、どちらか一方の指定により取得申込みの受付を行う場合があります。

自動けいぞく投資コース（収益分配時に分配金を再投資するコースです。）

販売会社が定めた金額以上で投資者が指定する金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択する投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款<sup>\*</sup>に基づく契約を締結します。販売会社によっては、販売会社と定期引出契約<sup>\*</sup>を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。（詳細については、販売会社にお問い合わせください。）

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- (4) 申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。
- (5) 申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6) 申込手数料は、上記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。
- (7) 各ファンド間でスイッチング<sup>\*</sup>できる場合があります。
- スイッチングによりファンドを取得する場合には、申込手数料がかかる場合があります。
- 上記(2)記載の受付不可日には、スイッチングのお申込みはできません。
- 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行っていない場合があります。
- スイッチングによる換金の場合においても、通常の換金と同様、課税対象となります。
- <sup>\*</sup> スwitchingとは、いずれかのファンドの換金代金の全部または一部をもって、他のファンドを取得することをいいます。
- (注) 詳細については、販売会社にお問合せください。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 一部解約請求（換金申込）の受付は、受付不可日<sup>\*1</sup>を除く、販売会社の営業日<sup>\*2</sup>に行われます。
- <sup>\*</sup>1 オーストラリア証券取引所（半休日を含みます。）、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）
- <sup>\*</sup>2 原則として、午後3時まで一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- (注) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。
- なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(3)の規定に準じて計算された価額とします。
- (注) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。
- (注) 一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (2) 一部解約請求の単位（換金単位）は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記「1 申込（販売）手続等」記載の照会先までお問合せください。
- (3) 一部解約の価額（換金価額）は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。
- (4) 一部解約の手数料及び信託財産留保額はありませぬ。
- (5) 一部解約金（換金代金）は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

## 資産の評価方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口あたりに換算した価額で表示されます。

## 有価証券等の評価基準及び評価方法等

マザーファンド受益証券	マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
株式・投資証券	原則として、外国金融商品市場または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることがあります。

## 追加信託金の計算について

- a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
- b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金<sup>\*1</sup>は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等<sup>\*2</sup>に応じて計算されるものとします。

\*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

\*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

## 基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等でのご案内により知ることができます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に以下の略称で掲載されます。

為替ヘッジなし 毎月分配型	オー高配当株
為替ヘッジなし 年2回決算型	オー高配当2
為替ヘッジあり 毎月分配型	オー高配へ
為替ヘッジあり 年2回決算型	オー高配2へ

## 運用報告書等

## 「毎月分配型」

- a. 委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年3月及び9月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、運用報告書（全体版）（投信法第14条第1項に定める運用報告書）及び運用報告書（全体版）のうち運用経過、運用方針及び信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書（投信法第14条第4項に定める運用報告書）を作成します。



- b. 交付運用報告書は、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、運用報告書(全体版)について受益者から交付の請求があった場合には、交付します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

- c. 委託会社は、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎(毎年3月及び9月の計算期末を基準とします。)に作成し、監督官庁に提出します。

「年2回決算型」

- a. 委託会社は、投信法の規定に基づき毎計算期末(毎年3月及び9月)及び償還時に、運用報告書(全体版)(投信法第14条第1項に定める運用報告書)及び運用報告書(全体版)のうち運用経過、運用方針及び信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書(投信法第14条第4項に定める運用報告書)を作成します。

- b. 交付運用報告書は、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、運用報告書(全体版)について受益者から交付の請求があった場合には、交付します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

- c. 委託会社は、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって毎計算期末(毎年3月及び9月)に作成し、監督官庁に提出します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

「為替ヘッジなし 毎月分配型」

平成23年9月29日から平成43年9月22日までです。

「為替ヘッジなし 年2回決算型」

平成25年6月28日から平成43年9月22日までです。

「為替ヘッジあり 毎月分配型」

「為替ヘッジあり 年2回決算型」

平成29年3月1日から平成43年9月22日までです。

ただし、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。また、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

各ファンドの計算期間は以下の通りです。

「毎月分配型」

原則として、毎月21日から翌月20日までとします。

(注)「為替ヘッジなし 毎月分配型」の第1計算期間は、平成23年9月29日から平成23年10月20日まで、「為替ヘッジあり 毎月分配型」の第1計算期間は、平成29年3月1日から平成29年3月21日までとします。

## 「年2回決算型」

原則として、毎年3月21日から9月20日まで及び9月21日から翌年3月20日までとします。

(注)「為替ヘッジなし 年2回決算型」の第1計算期間は、平成25年6月28日から平成25年9月20日まで、「為替ヘッジあり 年2回決算型」の第1計算期間は、平成29年3月1日から平成29年3月21日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

## 信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ったとき、マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回ったとき、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当該ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社及び当該ファンドの信託財産に当該ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当該ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難なときには適用しません。

## 信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記の規定にしたがいます。

## 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

## 委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更及び他の投資信託との併合

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、当ファンドの信託約款は本 に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合についてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者の保護に欠けるおそれがない投資信託（受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託）に該当するため、繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

関係法人との契約の更改に関する手続き

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは信託契約の解約を行うことがあります。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間です。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。
- c. 投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、マザーファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称及び住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

#### 4【受益者の権利等】

収益分配金の請求権

- a. 受益者は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。
- c. 上記b.にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。
- d. 収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- e. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の請求権

- a. 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。
- c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が別に定める単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。
- b. 一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払われます。
- c. 一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

#### 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）

LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）

---

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

（3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成29年 9月21日から平成30年 3月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

LM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）

---

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

（3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成29年 9月21日から平成30年 3月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）

---

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

（3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成29年 9月21日から平成30年 3月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成29年 9月20日現在	当期 平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	591,962,923,969	420,890,389,899
未収入金	2,157,640,778	1,675,807,449
流動資産合計	594,120,564,747	422,566,197,348
資産合計	594,120,564,747	422,566,197,348
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	8,195,825,079	6,736,912,458
未払解約金	2,157,640,778	1,675,807,449
未払受託者報酬	31,320,569	21,148,493
未払委託者報酬	835,215,186	563,959,839
その他未払費用	441,810	731,792
流動負債合計	11,220,443,422	8,998,560,031
負債合計	11,220,443,422	8,998,560,031
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	546,388,338,633	449,127,497,222
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	36,511,782,692	35,559,859,905
元本等合計	582,900,121,325	413,567,637,317
純資産合計	582,900,121,325	413,567,637,317
負債純資産合計	594,120,564,747	422,566,197,348

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	前期		当期	
	自	平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自	平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		21,124,492,499		20,038,605,419
<b>営業収益合計</b>		21,124,492,499		20,038,605,419
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		182,510,003		163,217,657
委託者報酬		4,866,933,414		4,352,470,781
その他費用		2,316,799		3,306,122
<b>営業費用合計</b>		5,051,760,216		4,518,994,560
<b>営業利益又は営業損失 ( )</b>		16,072,732,283		24,557,599,979
<b>経常利益又は経常損失 ( )</b>		16,072,732,283		24,557,599,979
<b>当期純利益又は当期純損失 ( )</b>		16,072,732,283		24,557,599,979
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )		60,642,853		162,401,132
<b>期首剰余金又は期首欠損金 ( )</b>		55,574,851,638		36,511,782,692
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>		20,145,246,940		904,960,622
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		755,556,817
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		20,145,246,940		149,403,805
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		5,437,803,591		4,899,707,959
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,437,803,591		4,381,266,300
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		518,441,659
<b>分配金</b>		49,903,887,431		43,681,696,413
<b>期末剰余金又は期末欠損金 ( )</b>		36,511,782,692		35,559,859,905



## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

## (未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

前期 平成29年 9月20日現在	当期 平成30年 3月20日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 546,388,338,633口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 449,127,497,222口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 - 円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 35,559,859,905円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 1.0668円 (一万口当たり純資産額) (10,668円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.9208円 (一万口当たり純資産額) (9,208円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	当期 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。
2. 分配金の計算過程	平成29年 3月22日から 平成29年 4月20日まで の計算期間	平成29年 9月21日から 平成29年10月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	- 円	73,747,408円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	443,871,144円
収益調整金額	220,550,834,545円	246,492,948,151円
分配準備積立金額	12,046,745,085円	- 円
当ファンドの分配対象収益額	232,597,579,630円	247,010,566,703円
当ファンドの期末残存口数	453,922,739,977口	530,856,283,313口
1万口当たり収益分配対象額	5,124.16円	4,653.06円
1万口当たり分配金額	200.00円	150.00円
収益分配金金額	9,078,454,799円	7,962,844,249円
	平成29年 4月21日から 平成29年 5月22日まで の計算期間	平成29年10月21日から 平成29年11月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,757,125,882円	1,830,208,521円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	245,513,898,910円	230,516,783,002円

分配準備積立金額	2,926,316,843円	- 円
当ファンドの分配対象収益額	250,197,341,635円	232,346,991,523円
当ファンドの期末残存口数	504,200,776,632口	511,910,941,129口
1万口当たり収益分配対象額	4,962.26円	4,538.81円
1万口当たり分配金額	150.00円	150.00円
収益分配金金額	7,563,011,649円	7,678,664,116円
	平成29年 5月23日から	平成29年11月21日から
	平成29年 6月20日まで	平成29年12月20日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	367,299,778円	590,205,986円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	3,259,590,459円
収益調整金額	258,931,936,053円	216,367,873,688円
分配準備積立金額	- 円	- 円
当ファンドの分配対象収益額	259,299,235,831円	220,217,670,133円
当ファンドの期末残存口数	538,035,634,840口	492,997,489,099口
1万口当たり収益分配対象額	4,819.37円	4,466.91円
1万口当たり分配金額	150.00円	150.00円
収益分配金金額	8,070,534,522円	7,394,962,336円
	平成29年 6月21日から	平成29年12月21日から
	平成29年 7月20日まで	平成30年 1月22日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,391,627,104円	488,318,635円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	13,708,551,132円	- 円
収益調整金額	267,760,954,887円	204,210,601,973円
分配準備積立金額	- 円	- 円
当ファンドの分配対象収益額	282,861,133,123円	204,698,920,608円
当ファンドの期末残存口数	573,349,437,849口	473,044,308,536口
1万口当たり収益分配対象額	4,933.47円	4,327.26円
1万口当たり分配金額	150.00円	150.00円
収益分配金金額	8,600,241,567円	7,095,664,628円
	平成29年 7月21日から	平成30年 1月23日から
	平成29年 8月21日まで	平成30年 2月20日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	947,860,712円	571,106,947円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	261,404,699,387円	189,721,990,136円
分配準備積立金額	6,337,468,705円	- 円
当ファンドの分配対象収益額	268,690,028,804円	190,293,097,083円
当ファンドの期末残存口数	559,721,321,062口	454,176,575,127口
1万口当たり収益分配対象額	4,800.43円	4,189.84円
1万口当たり分配金額	150.00円	150.00円
収益分配金金額	8,395,819,815円	6,812,648,626円
	平成29年 8月22日から	平成30年 2月21日から
	平成29年 9月20日まで	平成30年 3月20日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	7,800,015,728円	5,091,117,754円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	254,100,662,191円	181,494,624,461円
分配準備積立金額	- 円	- 円

当ファンドの分配対象収益額	261,900,677,919円	186,585,742,215円
当ファンドの期末残存口数	546,388,338,633口	449,127,497,222口
1万口当たり収益分配対象額	4,793.31円	4,154.41円
1万口当たり分配金額	150.00円	150.00円
収益分配金金額	8,195,825,079円	6,736,912,458円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
	自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( その他の注記 )

## 1 元本の移動

項目	前期	当期
	自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
期首元本額	398,118,012,342円	546,388,338,633円
期中追加設定元本額	213,614,035,053円	13,019,130,721円
期中解約元本額	65,343,708,762円	110,279,972,132円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	平成29年 9月20日現在	平成30年 3月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	14,073,981,568	5,045,235,825
合計	14,073,981,568	5,045,235,825

## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## ( 4 ) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
----	----	----	--------	--------	----

親投資信託受益 証券	日本円	LM・オーストラリア高配当株マ ザーファンド	168,174,527,470	420,890,389,899	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：101.8%	168,174,527,470	420,890,389,899 100.0%	
合計				420,890,389,899	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【LM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）】  
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 平成29年 9月20日現在	第10期 平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	35,395,217,091	24,091,622,789
未収入金	276,154,160	76,184,208
流動資産合計	35,671,371,251	24,167,806,997
資産合計	35,671,371,251	24,167,806,997
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	276,154,160	76,184,208
未払受託者報酬	10,872,952	9,514,075
未払委託者報酬	289,945,568	253,708,701
その他未払費用	1,247,133	1,334,775
流動負債合計	578,219,813	340,741,759
負債合計	578,219,813	340,741,759
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	24,572,573,271	17,692,522,309
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,520,578,167	6,134,542,929
（分配準備積立金）	2,923,199,709	2,333,668,758
元本等合計	35,093,151,438	23,827,065,238
純資産合計	35,093,151,438	23,827,065,238
<b>負債純資産合計</b>	<b>35,671,371,251</b>	<b>24,167,806,997</b>

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第9期		第10期	
	自	平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自	平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
営業収益				
有価証券売買等損益		1,281,951,455		1,053,935,964
営業収益合計		1,281,951,455		1,053,935,964
営業費用				
受託者報酬		10,872,952		9,514,075
委託者報酬		289,945,568		253,708,701
その他費用		1,247,133		1,334,775
営業費用合計		302,065,653		264,557,551
営業利益又は営業損失( )		979,885,802		1,318,493,515
経常利益又は経常損失( )		979,885,802		1,318,493,515
当期純利益又は当期純損失( )		979,885,802		1,318,493,515
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		22,288,005		86,438,469
期首剰余金又は期首欠損金( )		7,700,054,010		10,520,578,167
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,181,414,457		295,921,026
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,181,414,457		295,921,026
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,363,064,107		3,277,024,280
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,363,064,107		3,277,024,280
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金( )		10,520,578,167		6,134,542,929

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期
	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

## (未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

第9期 平成29年 9月20日現在		第10期 平成30年 3月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	24,572,573,271口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	17,692,522,309口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
一口当たり純資産額	1.4281円	一口当たり純資産額	1.3467円
(一万口当たり純資産額)	(14,281円)	(一万口当たり純資産額)	(13,467円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第9期	第10期
	自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	684,497,235円	314,596,760円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	317,676,572円	- 円
収益調整金額	7,597,378,458円	5,396,676,687円
分配準備積立金額	1,921,025,902円	2,019,071,998円
当ファンドの分配対象収益額	10,520,578,167円	7,730,345,445円
当ファンドの期末残存口数	24,572,573,271口	17,692,522,309口
1万口当たり収益分配対象額	4,281.40円	4,369.25円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円



## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第9期 自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	第10期 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第9期 自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	第10期 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
------------	---	----

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

項目	第9期	第10期
	自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
期首元本額	19,405,164,640円	24,572,573,271円
期中追加設定元本額	11,231,693,670円	774,341,580円
期中解約元本額	6,064,285,039円	7,654,392,542円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第9期	第10期
	平成29年 9月20日現在	平成30年 3月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	
親投資信託受益証券	1,318,164,848	1,140,710,954
合計	1,318,164,848	1,140,710,954

## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	L M・オーストラリア高配当株マ ザーファンド	9,626,252,763	24,091,622,789	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：101.1%	9,626,252,763	24,091,622,789 100.0%	
合計				24,091,622,789	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）】

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成29年 9月20日現在	当期 平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	480,682,988	425,953,293
派生商品評価勘定	38,172	9,881,221
流動資産合計	480,721,160	435,834,514
資産合計	480,721,160	435,834,514
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,835,329	-
未払収益分配金	470,368	430,413
未払受託者報酬	25,708	20,740
未払委託者報酬	685,485	553,032
その他未払費用	19,815	15,983
流動負債合計	11,036,705	1,020,168
負債合計	11,036,705	1,020,168
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	470,368,826	430,413,001
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	684,371	4,401,345
（分配準備積立金）	8,759,776	16,799,259
元本等合計	469,684,455	434,814,346
純資産合計	469,684,455	434,814,346
負債純資産合計	480,721,160	435,834,514

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	前期		当期	
	自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日		自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日	
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		21,978,960		20,333,175
為替差損益		27,827,364		32,654,463
営業収益合計		5,848,404		12,321,288
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		119,899		147,146
委託者報酬		3,197,124		3,923,821
その他費用		83,774		113,418
営業費用合計		3,400,797		4,184,385
営業利益又は営業損失 ( )		9,249,201		8,136,903
経常利益又は経常損失 ( )		9,249,201		8,136,903
当期純利益又は当期純損失 ( )		9,249,201		8,136,903
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )		433,850		711,683
期首剰余金又は期首欠損金 ( )		3,106,951		684,371
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,819,744		527,839
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		34,873
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		9,819,744		492,966
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,965,854		1,617,922
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,965,854		1,616,003
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		1,919
分配金		1,829,861		2,672,787
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		684,371		4,401,345

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

前期 平成29年 9月20日現在	当期 平成30年 3月20日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 470,368,826口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 430,413,001口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 684,371円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 - 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.9985円 (一万口当たり純資産額) (9,985円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 1.0102円 (一万口当たり純資産額) (10,102円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程	平成29年 3月22日から 平成29年 4月20日まで の計算期間	平成29年 9月21日から 平成29年10月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	160,537円	62,603円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	29,431円	- 円
収益調整金額	5,021,295円	7,713,204円
分配準備積立金額	1,117,131円	8,630,733円

当ファンドの分配対象収益額	6,328,394円	16,406,540円
当ファンドの期末残存口数	233,973,357口	464,444,543口
1万口当たり収益分配対象額	270.45円	353.24円
1万口当たり分配金額	- 円	10.00円
収益分配金金額	- 円	464,444円
	平成29年 4月21日から 平成29年 5月22日まで の計算期間	平成29年10月21日から 平成29年11月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	674,971円	2,041,782円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	3,460,390円	7,715,257円
分配準備積立金額	1,172,189円	8,178,837円
当ファンドの分配対象収益額	5,307,550円	17,935,876円
当ファンドの期末残存口数	258,721,515口	462,922,227口
1万口当たり収益分配対象額	205.12円	387.43円
1万口当たり分配金額	- 円	10.00円
収益分配金金額	- 円	462,922円
	平成29年 5月23日から 平成29年 6月20日まで の計算期間	平成29年11月21日から 平成29年12月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	199,667円	531,181円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,701,931円	3,939,707円
収益調整金額	8,753,441円	9,446,051円
分配準備積立金額	1,729,615円	9,602,944円
当ファンドの分配対象収益額	12,384,654円	23,519,883円
当ファンドの期末残存口数	364,660,500口	459,053,903口
1万口当たり収益分配対象額	339.61円	512.34円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	364,660円	459,053円
	平成29年 6月21日から 平成29年 7月20日まで の計算期間	平成29年12月21日から 平成30年 1月22日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	411,908円	469,941円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	8,280,795円	7,500,039円
分配準備積立金額	2,908,398円	13,123,660円
当ファンドの分配対象収益額	11,601,101円	21,093,640円
当ファンドの期末残存口数	501,084,726口	443,603,490口
1万口当たり収益分配対象額	231.51円	475.49円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	501,084円	443,603円
	平成29年 7月21日から 平成29年 8月21日まで の計算期間	平成30年 1月23日から 平成30年 2月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,095,096円	465,960円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	8,170,073円	6,990,263円
分配準備積立金額	2,770,263円	12,205,528円
当ファンドの分配対象収益額	12,035,432円	19,661,751円

当ファンドの期末残存口数	493,749,507口	412,352,838口
1万口当たり収益分配対象額	243.73円	476.81円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	493,749円	412,352円
	平成29年 8月22日から 平成29年 9月20日まで の計算期間	平成30年 2月21日から 平成30年 3月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	6,022,529円	5,105,268円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	7,792,543円	8,099,364円
分配準備積立金額	3,207,615円	12,124,404円
当ファンドの分配対象収益額	17,022,687円	25,329,036円
当ファンドの期末残存口数	470,368,826口	430,413,001口
1万口当たり収益分配対象額	361.87円	588.46円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	470,368円	430,413円



## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	当期 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクの回避を目的として為替予約取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	当期 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

項目	前期	当期
	自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
期首元本額	163,194,178円	470,368,826円
期中追加設定元本額	435,838,983円	30,206,600円
期中解約元本額	128,664,335円	70,162,425円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	平成29年 9月20日現在	平成30年 3月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	11,289,422	5,439,028
合計	11,289,422	5,439,028

## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

種類	前期 平成29年 9月20日現在				当期 平成30年 3月20日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	7,160,268	-	7,198,440	38,172	-	-	-	-
オーストラリアドル	7,160,268	-	7,198,440	38,172	-	-	-	-
売建	468,785,111	-	478,620,440	9,835,329	422,042,256	-	412,161,035	9,881,221
オーストラリアドル	468,785,111	-	478,620,440	9,835,329	422,042,256	-	412,161,035	9,881,221
合計	475,945,379	-	485,818,880	9,797,157	422,042,256	-	412,161,035	9,881,221

## (注) 時価の算定方法

## 為替予約取引について

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	日本円	LM・オーストラリア高配当株マ ザーファンド	170,197,504	425,953,293	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.0%	170,197,504	425,953,293 100.0%	
合計				425,953,293	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

## 通貨関連

「(3)注記表(その他の注記)3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目(記載上の注意を含む)を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

【LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）】  
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 平成29年 9月20日現在	第3期 平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	165,015,317	142,594,418
派生商品評価勘定	13,576	3,345,676
流動資産合計	165,028,893	145,940,094
資産合計	165,028,893	145,940,094
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,378,036	-
未払受託者報酬	44,434	49,669
未払委託者報酬	1,184,838	1,324,479
その他未払費用	30,279	38,204
流動負債合計	4,637,587	1,412,352
負債合計	4,637,587	1,412,352
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	161,211,846	142,564,009
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	820,540	1,963,733
（分配準備積立金）	3,039,456	4,873,582
元本等合計	160,391,306	144,527,742
純資産合計	160,391,306	144,527,742
<b>負債純資産合計</b>	<b>165,028,893</b>	<b>145,940,094</b>

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第2期		第3期	
	自	平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自	平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		5,749,479		6,693,129
為替差損益		9,382,185		11,132,520
営業収益合計		3,632,706		4,439,391
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		44,434		49,669
委託者報酬		1,184,838		1,324,479
その他費用		30,279		38,204
営業費用合計		1,259,551		1,412,352
営業利益又は営業損失( )		4,892,257		3,027,039
経常利益又は経常損失( )		4,892,257		3,027,039
当期純利益又は当期純損失( )		4,892,257		3,027,039
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		220,074		413,251
期首剰余金又は期首欠損金( )		1,017,996		820,540
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,410,069		170,485
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		113,506
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,410,069		56,979
剰余金減少額又は欠損金増加額		576,422		-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		576,422		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金( )		820,540		1,963,733

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第3期	
	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	

## (未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

第2期 平成29年 9月20日現在		第3期 平成30年 3月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	161,211,846口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	142,564,009口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	820,540円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	- 円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
一口当たり純資産額	0.9949円	一口当たり純資産額	1.0138円
(一万口当たり純資産額)	(9,949円)	(一万口当たり純資産額)	(10,138円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期		第3期	
	自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日		自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。		同左	
2. 分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額	2,708,849円		2,264,537円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円		- 円	
収益調整金額	1,654,575円		1,557,665円	
分配準備積立金額	330,607円		2,609,045円	
当ファンドの分配対象収益額	4,694,031円		6,431,247円	
当ファンドの期末残存口数	161,211,846口		142,564,009口	
1万口当たり収益分配対象額	291.16円		451.09円	

1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金額	- 円	- 円



## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	第3期 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクの回避を目的として為替予約取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左
----------------------------	---	----

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	第3期 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

項目	第2期	第3期
	自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
期首元本額	57,139,798円	161,211,846円
期中追加設定元本額	124,096,822円	4,392,825円
期中解約元本額	20,024,774円	23,040,662円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第2期	第3期
	平成29年 9月20日現在	平成30年 3月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	6,313,328	6,868,869
合計	6,313,328	6,868,869

## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

種類	第2期 平成29年 9月20日現在				第3期 平成30年 3月20日現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	2,546,464	-	2,560,040	13,576	-	-	-	-
オーストラリアドル	2,546,464	-	2,560,040	13,576	-	-	-	-
売建	161,008,644	-	164,386,680	3,378,036	140,550,336	-	137,204,660	3,345,676
オーストラリアドル	161,008,644	-	164,386,680	3,378,036	140,550,336	-	137,204,660	3,345,676
合計	163,555,108	-	166,946,720	3,364,460	140,550,336	-	137,204,660	3,345,676

## (注) 時価の算定方法

## 為替予約取引について

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	日本円	LM・オーストラリア高配当株マザーファンド	56,976,233	142,594,418	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.7%	56,976,233	142,594,418 100.0%	
合計				142,594,418	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

## 通貨関連

「(3)注記表(その他の注記)3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目(記載上の注意を含む)を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

## （参考）

当ファンドは「LM・オーストラリア高配当株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

## 「LM・オーストラリア高配当株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・オーストラリア高配当株マザーファンドの計算期間は当ファンドの計算期間とは異なり、毎年9月21日から翌年9月20日までであります。

## LM・オーストラリア高配当株マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

	平成29年 9月20日現在	平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	26,528,231,156	13,851,567,759
コール・ローン	10,751,314,718	16,290,792,932
株式	808,773,178,992	634,104,973,210
投資証券	136,730,714,162	109,891,314,036
派生商品評価勘定	-	15,978,900
未収入金	381,993,565	-
未収配当金	13,288,570,448	8,420,279,084
流動資産合計	996,454,003,041	782,574,905,921
資産合計	996,454,003,041	782,574,905,921
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	116,268,000	3,388,000
未払金	-	1,620,747,102
未払解約金	2,433,794,938	1,751,991,657
未払利息	26,987	43,128
流動負債合計	2,550,089,925	3,376,169,887
負債合計	2,550,089,925	3,376,169,887
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	378,076,590,076	311,337,481,278
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	615,827,323,040	467,861,254,756
元本等合計	993,903,913,116	779,198,736,034
純資産合計	993,903,913,116	779,198,736,034
負債純資産合計	996,454,003,041	782,574,905,921

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 (1) 株式 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 (2) 投資証券 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## （未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

## （貸借対照表に関する注記）

平成29年 9月20日現在		平成30年 3月20日現在	
1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	378,076,590,076口	1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	311,337,481,278口
2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.6288円 (26,288円)	2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.5027円 (25,027円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左
----------------------------	---	----

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	<p>株式、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左



## （その他の注記）

## 1 元本の移動等

項目	自 平成29年 3月22日 至 平成29年 9月20日	自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	302,421,649,480円	378,076,590,076円
同期中における追加設定元本額	148,285,034,673円	22,751,669,152円
同期中における解約元本額	72,630,094,077円	89,490,777,950円
元本の内訳		
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	225,183,705,101円	168,174,527,470円
LM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）	13,464,400,902円	9,626,252,763円
LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）	182,852,628円	170,197,504円
LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）	62,772,108円	56,976,233円
LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）	139,182,859,337円	133,309,527,308円
計	378,076,590,076円	311,337,481,278円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	平成29年 9月20日現在	平成30年 3月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
株式	5,849,319,937	4,887,969,892
投資証券	6,363,949,159	2,295,542,255
合計	514,629,222	2,592,427,637

## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

種類	平成29年 9月20日現在				平成30年 3月20日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	8,817,582,000	-	8,933,850,000	116,268,000	2,916,845,900	-	2,904,255,000	12,590,900
オーストラリアドル	8,817,582,000	-	8,933,850,000	116,268,000	2,916,845,900	-	2,904,255,000	12,590,900
合計	8,817,582,000	-	8,933,850,000	116,268,000	2,916,845,900	-	2,904,255,000	12,590,900

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。  
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株式

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	オーストラリアドル	ADELAIDE BRIGHTON LTD	13,444,209	6.70	90,076,200.30	
		AGL ENERGY LTD	17,767,337	22.01	391,059,087.37	
		AMP LTD	83,690,689	5.23	437,702,303.47	
		APA GROUP	33,961,634	8.05	273,391,153.70	
		ASX LTD	3,768,789	57.80	217,836,004.20	
		AURIZON HOLDINGS LTD	19,286,239	4.37	84,280,864.43	
		AUSNET SERVICES	82,577,559	1.72	142,033,401.48	
		AUST AND NZ BANKING GROUP	18,165,938	28.01	508,827,923.38	
		BENDIGO AND ADELAIDE BANK	7,341,230	10.43	76,569,028.90	
		COCA-COLA AMATIL LTD	27,390,092	8.72	238,841,602.24	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	5,488,639	74.89	411,044,174.71	
		FAIRFAX MEDIA LTD	99,533,478	0.70	69,673,434.60	
		G8 EDUCATION LTD	12,179,870	2.78	33,860,038.60	
		HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	33,653,973	3.79	127,548,557.67	
		ILUKA RESOURCES LTD	6,700,555	10.98	73,572,093.90	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP	31,642,136	7.82	247,441,503.52	
		IOOF HOLDINGS LTD	18,771,284	10.69	200,665,025.96	
		JB HI-FI LTD	7,089,021	26.21	185,803,240.41	
		MACQUARIE GROUP LTD	929,846	105.39	97,996,469.94	
		MEDIBANK PRIVATE LTD	28,060,748	3.04	85,304,673.92	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	11,090,957	29.34	325,408,678.38	
		NINE ENTERTAINMENT CO HOLDIN	38,054,446	2.39	90,950,125.94	
		SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	4,510,693	18.45	83,222,285.85	
		SEVEN WEST MEDIA LTD	51,019,791	0.57	29,336,379.82	
		SPARK INFRASTRUCTURE GROUP	75,146,764	2.37	178,097,830.68	
		SUNCORP GROUP LTD	12,492,936	13.75	171,777,870.00	
		SYDNEY AIRPORT	29,884,536	6.72	200,824,081.92	
		TABCORP HOLDINGS LTD	49,127,527	4.48	220,091,320.96	
		TELSTRA CORP LTD	151,559,564	3.35	507,724,539.40	
		TRANSURBAN GROUP	17,098,456	11.68	199,709,966.08	
		WESFARMERS LTD	13,885,961	43.56	604,872,461.16	
		WESTPAC BANKING CORP	18,492,451	29.52	545,897,153.52	
		WOODSIDE PETROLEUM LTD	9,736,162	28.99	282,251,336.38	
		WOOLWORTHS GROUP LTD	11,223,541	26.75	300,229,721.75	
		WPP AUNZ LTD	15,520,054	0.97	15,132,052.65	
	小計	銘柄数：35	1,060,287,105		7,749,052,587.19 (634,104,973,210)	
		組入時価比率：81.4%			100.0%	
	合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				634,104,973,210 (634,104,973,210)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	オーストラリアドル	BWP TRUST	10,773,589	32,751,710.56	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	12,450,130	48,680,008.30	
		DEXUS	10,972,376	104,676,467.04	
		GPT GROUP	33,889,112	162,328,846.48	
		SCENTRE GROUP	87,568,345	352,024,746.90	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	22,190,254	51,703,291.82	
		STOCKLAND	60,130,784	251,947,984.96	
		VICINITY CENTRES	132,866,285	338,809,026.75	
		小計	銘柄数：8 組入時価比率：14.1%	370,840,875	1,342,922,082.81 (109,891,314,036) 100.0%
	合計 (外貨建証券の邦貨換算額)			109,891,314,036 (109,891,314,036)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

## 通貨関連

「注記表(その他の注記)3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目(記載上の注意を含む)を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

## 2【ファンドの現況】

以下は、平成30年 4月27日現在のファンドの状況であります。

### 【純資産額計算書】

#### LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）

資産総額	398,647,750,347 円
負債総額	842,077,978 円
純資産総額（ - ）	397,805,672,369 円
発行済口数	450,242,962,576 口
1万口当たり純資産額 （ / ×10,000）	8,835 円

#### LM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）

資産総額	23,886,181,929 円
負債総額	58,605,503 円
純資産総額（ - ）	23,827,576,426 円
発行済口数	18,131,092,091 口
1万口当たり純資産額 （ / ×10,000）	13,142 円

#### LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）

資産総額	885,312,186 円
負債総額	469,935,840 円
純資産総額（ - ）	415,376,346 円
発行済口数	426,489,475 口
1万口当たり純資産額 （ / ×10,000）	9,739 円

#### LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）

資産総額	300,865,790 円
負債総額	179,243,510 円
純資産総額（ - ）	121,622,280 円
発行済口数	124,333,425 口
1万口当たり純資産額 （ / ×10,000）	9,782 円

#### （参考）LM・オーストラリア高配当株マザーファンド

資産総額	741,296,613,711 円
負債総額	1,444,808,617 円
純資産総額（ - ）	739,851,805,094 円
発行済口数	302,380,025,181 口
1万口当たり純資産額 （ / ×10,000）	24,468 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### (2) 受益権の譲渡に係る記載または記録

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

### (3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (4) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

### (5) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

### (6) 受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（平成30年4月末現在）

資本金の額：	1,000百万円
委託会社が発行する株式総数：	100,000株
発行済株式総数：	78,270株
最近5年間における主な資本金の額の増減：	該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

###### 運用の意思決定機構

東京運用委員会が運用に関する委員会として月次ベースで開催されます。東京運用委員会は、運用本部及び関連部署の代表で構成されており、議事録は社長に報告されるとともに取締役会にも報告されます。

委託会社において運用指図が行われる場合、東京運用委員会では、運用方針・計画が適切に策定されていることを確認するとともに、運用状況の確認、必要に応じて要因分析等の詳細な検討が行われます。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

- (1) 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。
- (2) 平成30年4月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種 類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	69	1,491,816
合 計	69	1,491,816

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。  
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 2．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。  
中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表及び第20期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。



## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第18期事業年度 (平成28年3月31日)	第19期事業年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	991,120	1,609,592
立替金	-	325
前払費用	71,675	75,130
未収委託者報酬	566,300	803,621
未収運用受託報酬	1,404,563	2,790,504
その他未収収益	15,322	18,203
繰延税金資産	211,764	272,130
関係会社短期貸付金	250,000	-
未収還付法人税等	6,293	-
未収入金	857	1,890
未収利息	362	20
流動資産計	3,518,260	5,571,419
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	200,137	182,349
器具備品	15,768	10,390
有形固定資産計	215,906	192,740
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	37,094	30,753
無形固定資産計	37,094	30,753
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	74,647	154,657
長期差入保証金	125,533	119,596
前払年金費用	35,258	31,289
投資その他の資産計	235,439	305,544
固定資産計	488,440	529,038
資産合計	4,006,700	6,100,457

(単位:千円)

	第18期事業年度 (平成28年3月31日)	第19期事業年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	20,513	20,858
未払金	946,928	1,242,377
未払手数料	193,297	286,834
未払消費税等	133,222	271,450
その他未払金	620,408	684,092
未払費用	2 824,143	2 1,912,310
未払法人税等	-	420,505
前受金	53,125	48,841
流動負債計	1,844,711	3,644,894
固定負債		
退職給付引当金	63,361	63,372
役員退職慰労引当金	-	1,671
繰延税金負債	10,880	9,580
固定負債計	74,242	74,624
負債合計	1,918,953	3,719,519
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	837,746	1,130,938
利益剰余金計	861,341	1,154,532
株主資本合計	2,087,746	2,380,938
純資産合計	2,087,746	2,380,938
負債純資産合計	4,006,700	6,100,457

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第18期事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	第19期事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,697,615	12,219,762
運用受託報酬	2,335,131	3,586,315
その他営業収益	250,608	192,177
営業収益計	13,283,355	15,998,255
営業費用		
支払手数料	3,788,445	4,487,854
広告宣伝費	79,452	61,912
公告費	665	917
調査費	5,225,403	6,801,825
調査費	176,822	178,649
委託調査費	5,047,039	6,621,626
図書費	1,541	1,549
委託計算費	240,948	267,104
営業雑経費	189,522	242,166
通信費	51,864	47,811
印刷費	125,556	183,110
協会費	11,561	10,685
諸会費	540	559
営業費用計	9,524,438	11,861,780
一般管理費		
給料	1,650,619	1,755,094
役員報酬	107,190	117,338
給料・手当	998,021	1,041,413
賞与	545,408	596,342
交際費	35,305	18,379
旅費交通費	80,064	65,088
租税公課	25,618	46,821
不動産賃借料	251,590	252,697
退職給付費用	84,950	114,446
役員退職慰労引当金繰入額	13,248	1,671
固定資産減価償却費	47,514	44,009
業務委託費	171,426	190,477
諸経費	1	247,722
一般管理費計	2,630,175	2,736,408
営業利益	1,128,742	1,400,066

(単位:千円)

	第18期事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	第19期事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)
営業外収益		
受取利息	424	300
受取配当金	13,829	1,550
雑収入	-	278
その他	-	37
営業外収益計	14,254	2,166
営業外費用		
為替差損	14,538	26,829
投資有価証券売却損	9,647	1,061
営業外費用計	24,186	27,890
経常利益	1,118,810	1,374,343
特別損失		
固定資産除却損	188	24
特別損失計	188	24
税引前当期純利益	1,118,621	1,374,318
法人税、住民税及び事業税	214,657	492,793
法人税等調整額	235,846	61,666
法人税等合計	450,504	431,127
当期純利益	668,117	943,191

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第18期事業年度（自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,609,629	1,633,223	2,859,629	2,859,629
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	1,440,000	1,440,000	1,440,000	1,440,000
当期純利益	-	-	-	668,117	668,117	668,117	668,117
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	771,882	771,882	771,882	771,882
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	837,746	861,341	2,087,746	2,087,746

第19期事業年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	837,746	861,341	2,087,746	2,087,746
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	650,000	650,000	650,000	650,000
当期純利益	-	-	-	943,191	943,191	943,191	943,191
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	293,191	293,191	293,191	293,191
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,130,938	1,154,532	2,380,938	2,380,938

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
------------------------	--

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当事業年度末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。</p>

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第18期事業年度 (平成28年3月31日)	第19期事業年度 (平成29年3月31日)
<p>1 固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 188,723千円 器具備品 192,301千円</p>	<p>1 固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 212,110千円 器具備品 196,628千円</p>
<p>2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未払費用 5,668千円</p>	<p>2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未払費用 8,288千円</p>

(損益計算書関係)

第18期事業年度 (自平成27年4月1日至平成28年3月31日)	第19期事業年度 (自平成28年4月1日至平成29年3月31日)
<p>1 関係会社との取引 諸経費 151,169千円</p>	<p>1 関係会社との取引 諸経費 133,662千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

## 第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	-	-	78,270

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成27年6月12日 定時株主総会	普通株式	840,000	10,732.0	平成27年 3月31日	平成27年 6月15日
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	600,000	7,665.7	平成27年 9月30日	平成27年 11月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	250,000	3,194.0	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

## 第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	-	-	78,270

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	250,000	3,194.0	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日
平成28年11月29日 取締役会	普通株式	400,000	5,110.5	平成28年 9月30日	平成28年 12月5日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	600,000	7,665.7	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日

## (リース取引関係)

第18期事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）		第19期事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	
オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	203,052千円	1年以内	203,052千円
1年超	548,500千円	1年超	345,448千円
合計	751,553千円	合計	548,500千円

## （金融商品関係）

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

## （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	991,120	991,120	-
(2) 未収委託者報酬	566,300	566,300	-
(3) 未収運用受託報酬	1,404,563	1,404,563	-
(4) 関係会社短期貸付金	250,000	250,000	-
(5) 投資有価証券	65,361	65,361	-
資産計	3,277,346	3,277,346	-
(1) その他未払金	620,408	620,408	-
(2) 未払手数料	193,297	193,297	-
(3) 未払費用	824,143	824,143	-
負債計	1,637,849	1,637,849	-

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 関係会社短期貸付金



これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	991,120	-
未収委託者報酬	566,300	-
未収運用受託報酬	1,404,563	-
関係会社短期貸付金	250,000	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	52,815	10,546
合計	3,264,799	10,546

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

#### 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,609,592	1,609,592	-
(2) 未収委託者報酬	803,621	803,621	-
(3) 未収運用受託報酬	2,790,504	2,790,504	-
(4) 投資有価証券	145,372	145,372	-
資産計	5,349,091	5,349,091	-
(1) その他未払金	684,092	684,092	-
(2) 未払手数料	286,834	286,834	-
(3) 未払費用	1,912,310	1,912,310	-
負債計	2,883,237	2,883,237	-

### (注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

#### 負債

#### (1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

### (注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,609,592	-
未収委託者報酬	803,621	-
未収運用受託報酬	2,790,504	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	63,372
合計	5,203,718	63,372

## (有価証券関係)

第18期事業年度 (平成28年3月31日)	第19期事業年度 (平成29年3月31日)
<b>1. その他有価証券</b> 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,361千円 取得原価 63,361千円 差額 - 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 2,000千円 取得原価 2,000千円 差額 -  (注) 非上場株式(貸借対照表計上額9,285千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。	<b>1. その他有価証券</b> 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,372千円 取得原価 63,372千円 差額 - 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 82,000千円 取得原価 82,000千円 差額 -  (注) 同 左
<b>2. 当事業年度中に売却したその他有価証券</b> 投資信託受益証券 売却額 204,000千円 売却益の合計額 2,291千円 売却損の合計額 11,939千円	<b>2. 当事業年度中に売却したその他有価証券</b> 投資信託受益証券 売却額 10,000千円 売却益の合計額 -千円 売却損の合計額 1,061千円

## (退職給付関係)

第18期事業年度(自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	86,880千円
退職給付費用	84,950千円
退職給付の支払額	23,522千円
前払年金費用	21,747千円
制度への拠出金	106,694千円
退職給付引当金の期末残高	<u>63,361千円</u>

## (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	699,504千円
年金資産	734,763千円
	<u>35,258千円</u>
非積立制度の退職給付債務	63,361千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>28,103千円</u>
退職給付引当金	63,361千円
前払年金費用	35,258千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>28,103千円</u>

## (3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	84,950千円
----------------	----------

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,361千円
退職給付費用	114,446千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	3,968千円
制度への拠出金	110,466千円
退職給付引当金の期末残高	<u>63,372千円</u>

## (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	816,207千円
年金資産	847,497千円
	<u>31,289千円</u>
非積立制度の退職給付債務	63,372千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>32,082千円</u>
退職給付引当金	63,372千円
前払年金費用	31,289千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>32,082千円</u>

## (3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	114,446千円
----------------	-----------

(ストック・オプション等関係)

第18期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第19期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 151,169千円	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 133,662千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)に準じた方法により会計処理をしております。	2.ストック・オプション等の内容 同 左

## (税効果会計関係)

第18期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第19期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳 千円	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳 千円
繰延税金資産	繰延税金資産
未払金 168,312	未払金 182,600
退職給付引当金 19,553	役員退職慰労引当金 511
未払費用 41,986	退職給付引当金 19,404
未払事業税 2,220	未払費用 44,309
ストック・オプション費用 70,242	未払事業税 22,692
有価証券評価損 27,994	ストック・オプション費用 50,893
長期差入保証金 21,786	有価証券評価損 27,776
繰延税金資産小計 352,096	長期差入保証金 22,693
評価性引当額 140,332	繰延税金資産小計 370,882
繰延税金資産合計 211,764	評価性引当額 98,751
	繰延税金資産合計 272,130
繰延税金負債	繰延税金負債
前払年金費用 10,880	前払年金費用 9,580
繰延税金負債合計 10,880	繰延税金負債合計 9,580
繰延税金資産の純額 200,883	繰延税金資産の純額 262,549
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%)	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 33.1	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 3.7	
住民税均等割 0.2	
評価性引当金 2.8	
税率変更による期末繰延税金資産及び繰延税金負債の修正 1.3	
その他 0.8	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 40.3	

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は15,371千円、繰延税金負債の金額は789千円それぞれ減少し、法人税等調整額が14,581千円増加しております。

（資産除去債務関係）

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

#### 1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

#### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

#### 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	66,938千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
その他増減額（は減少）	1,658千円
期末における資産除去債務認識額	<u>68,597千円</u>

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

#### 1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

#### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	68,597千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
その他増減額（は減少）	5,516千円
期末における資産除去債務認識額	74,113千円

## (セグメント情報等関係)

## [セグメント情報]

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,697,615	2,335,131	250,608	13,283,355

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	2,519,145
LM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）	1,444,239

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,219,762	3,586,315	192,177	15,998,255

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	3,185,876
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	1,808,377

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株 会社	被所有 直接 100%	資金の 貸付  ストック・ オプション 費用の負担	貸付金の 貸付	千円 250,000	関係会社 短期貸 付金	千円 250,000
							諸経費 の支払 (注3)	151,169	未払 費用	5,668

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	サービス 契約  投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 134,706	未払 費用	千円 9,774



同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	-	サービス 契約  投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 31,410	その他 未収 収益	千円 2,396
							委託調査費 の支払 (注1)	338,428	未払 費用	29,056
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 1,784,098	未払 費用	千円 209,104
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント(株)	東京都 千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任  投資顧問 契約  オフィスの 賃借	委託調査費 の支払 (注1)	千円 20,675	未払 費用	千円 1,501
							長期差入 保証金の 返金	125,397	-	-
							不動産賃借 料等の支払 (注3)	49,021	-	-
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 317,511	未払 費用	千円 21,676
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 56,191	未払 費用	千円 3,869
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	役員の兼任  サービス 契約  投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 180,865	その他 未収 収益	千円 10,337
							委託調査費 の支払 (注1)	729,432	未払 費用	48,857
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン& カンパニー・ エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	-	サービス 契約	調査費・ 諸経費の 支払 (注3)	千円 85,720	前払 費用	千円 13,168
									未収入 金	801
									未払 費用	11,162
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	-	役員の兼任  投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 1,019,248	未払 費用	千円 307,158

同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 38,332	その他 未収 収益	千円 2,587
							委託調査費 の支払 (注1)	646,508	未払 費用	58,682

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注3) 諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

レッグ・メイソン・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

第19期事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レッグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株 会社	被所有 直接 100%	資金の 貸付  ストック・ オプション 費用の負担	貸付金の 回収	千円 250,000	-	千円 -
							諸経費 の支払 (注3)	133,662	未払 費用	8,288

#### (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	サービス 契約  投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 98,556	未払 費用	千円 7,707

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメン・カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	-	サービス 契約  投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 27,437	その他 未収 収益	千円 2,338
							委託調査費 の支払 (注1)	412,786	未払 費用	39,161
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメン・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 1,469,170	未払 費用	千円 211,022
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメン(株)	東京都 千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任  投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 5,003	未払 費用	千円 7
							不動産賃借 料等の支払 (注3)	6,221	-	-
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメン・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 267,308	未払 費用	千円 24,895
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 42,493	未払 費用	千円 3,517
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	役員の兼任  サービス 契約  投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 135,311	その他 未収 収益	千円 12,403
							委託調査費 の支払 (注1)	604,065	未払 費用	58,250
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン& カンパニー・ エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	-	サービス 契約	調査費・ 諸経費等 の支払 (注3)	千円 69,263	前払 費用	千円 12,691
									未収 入金	1,890
									未払 費用	5,623
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメン・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	-	役員の兼任  投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 2,102,097	未払 費用	千円 1,180,015

同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 26,551	その他 未収 収益	千円 2,170
							委託調査費 の支払 (注1)	1,620,144	未払 費用	247,464
同一の親会社を持つ会社	エントラスト パーマル リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 2,877	その他 未収 収益	千円 1,290

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注3) 諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

### (1株当たり情報)

第18期事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		第19期事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	
1株当たり純資産額	26,673円65銭	1株当たり純資産額	30,419円55銭
1株当たり当期純利益金額	8,536円06銭	1株当たり当期純利益金額	12,050円48銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益 668,117千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 668,117千円 期中平均株式数 78千株		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益 943,191千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 943,191千円 期中平均株式数 78千株	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

### (重要な後発事象)

第18期事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第19期事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第20期中間会計期間末

(平成29年9月30日)

資 産 の 部	
流動資産	
現金及び預金	2,197,371
前払費用	64,878
立替金	5,195
未収委託者報酬	776,468
未収運用受託報酬	1,451,825
その他未収収益	12,700
未収利息	49
繰延税金資産	167,275
流動資産計	4,675,765
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 170,500
器具備品	1 7,718
有形固定資産計	178,218
無形固定資産	
ソフトウェア	24,422
無形固定資産計	24,422
投資その他の資産	
投資有価証券	114,661
長期差入保証金	105,841
前払年金費用	75,150
投資その他の資産計	295,653
固定資産計	498,295
資産合計	5,174,060

## 第20期中間会計期間末

(平成29年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

預り金	34,935
未払手数料	294,201
未払消費税等	250,210
未払費用	914,128
未払法人税等	407,443
前受金	56,655
賞与引当金	298,171
流動負債計	2,255,745

## 固定負債

退職給付引当金	63,376
役員退職慰労引当金	3,074
繰延税金負債	23,010
固定負債計	89,461

## 負債合計

2,345,206

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405
資本剰余金計	226,405
利益剰余金	
利益準備金	23,594
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,578,853
利益剰余金計	1,602,447

株主資本計 2,828,853

## 純資産合計

2,828,853

## 負債・純資産合計

5,174,060

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第20期中間会計期間	
	(自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		9,531,498
運用受託報酬		1,435,048
その他営業収益		91,677
営業収益計		11,058,225
営業費用		8,064,137
一般管理費	1	1,432,313
営業利益		1,561,774
営業外収益		
受取利息		86
受取配当金		1,600
投資有価証券売却益		702
営業外収益計		2,389
営業外費用		
為替差損		11,691
営業外費用計		11,691
経常利益		1,552,473
税引前中間純利益		1,552,473
法人税、住民税及び事業税		386,272
法人税等調整額		118,285
法人税等合計		504,558
中間純利益		1,047,915

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第20期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,130,938	1,154,532	2,380,938	2,380,938
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	600,000	600,000	600,000	600,000
中間純利益	-	-	-	1,047,915	1,047,915	1,047,915	1,047,915
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	447,915	447,915	447,915	447,915
当中間期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,578,853	1,602,447	2,828,853	2,828,853



## 重要な会計方針

項 目	第20期中間会計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日)
1.資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券            その他有価証券            時価のあるもの            中間期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）            時価のないもの            移動平均法による原価法</p>
2.固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産            定額法によっております。            なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。            建物 12～18年            器具備品 4～8年</p> <p>(2)無形固定資産            定額法によっております。            なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3.引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金            従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金            従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。            なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当中間会計期間末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金            役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>
4.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理            消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。            ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。</p>

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

第20期中間会計期間末  
平成29年9月30日

1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	223,960千円
器具備品	199,300千円

## (中間損益計算書関係)

第20期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	14,521千円
無形固定資産	6,330千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第20期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)						
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項						
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間増加 (株)	当中間会計期間減少 (株)	当中間会計期間末 (株)		
普通株式	78,270	-	-	78,270		
2. 配当に関する事項						
(1) 配当金支払額						
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	600,000	7,665.7	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日	
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年11月3日 取締役会	普通株式	利益剰余金	400,000	5,110.5	平成29年 9月30日	平成29年 11月27日

## (リ - ス取引関係)

第20期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	189,125千円
1年超	257,849千円
合計	446,974千円

## (金融商品関係)

第20期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2.参照)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,197,371	2,197,371	-
(2) 未収委託者報酬	776,468	776,468	-
(3) 未収運用受託報酬	1,451,825	1,451,825	-
(4) 投資有価証券	105,376	105,376	-
資産計	4,531,042	4,531,042	-
(1) 未払手数料	294,201	294,201	-
(2) 未払費用	914,128	914,128	-
負債計	1,208,329	1,208,329	-

(注)1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価について金銭信託については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

## 負債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第20期中間会計期間末 平成29年9月30日
---------------------------

## 1. その他有価証券

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

## 金銭信託

中間貸借対照表計上額 63,376千円

取得原価 63,376千円

差額 -

## 投資信託受益証券

中間貸借対照表計上額 42,000千円

取得原価 42,000千円

差額 -

非上場株式（中間貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。

## (ストック・オプション等関係)

第20期中間会計期間

(自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)

## 1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名

一般管理費 88,104千円

## 2. スtock・オプション等の内容

当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。

## (資産除去債務関係)

第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間期首における資産除去債務認識額 74,113千円

有形固定資産の取得に伴う増加額 -千円

その他増減額（は減少） 13,754千円

当中間会計期間末における資産除去債務認識額 87,868千円

## (セグメント情報等関係)

## [セグメント情報]

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

## 1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	9,531,498	1,435,048	91,677	11,058,225

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	4,556,518

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

## (1 株当たり情報)

第20期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)	
1 株当たり純資産額	36,142.24円
1 株当たり中間純利益金額	13,388.46円
(注) 1. なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	
2. 1 株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益	1,047,915千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,047,915千円
期中平均株式数	78,270株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「及び」において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「及び」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### (1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

平成29年3月末現在 342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (参考) 再信託受託会社の概要

名称

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額

平成29年3月末現在 51,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 投資顧問会社

名称

レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド

## 資本金の額

平成29年3月末現在 9百万米ドル（1,009百万円）

レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドはレグ・メイソン・インクの子会社であり、平成29年3月末現在の資本金の額を開示していないため、上記の資本金の額はレグ・メイソン・インクの資本金の額を記載しております。なお、米ドルの円貨換算は、便宜上、株式会社三菱UFJ銀行の平成29年3月末現在の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.19円）によります。

## 事業の内容

オーストラリアにおいて、資産運用業務等を行っています。

## (3)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成29年3月末現在	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー PB証券株式会社 <sup>1</sup>	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社 <sup>1</sup>	13,500	
高木証券株式会社	11,069	
SMB C日興証券株式会社	10,000	
中銀証券株式会社 <sup>1</sup>	2,000	
第四証券株式会社 <sup>1</sup>	600	
いちよし証券株式会社 <sup>1</sup>	14,577	
四国アライアンス証券株式会社 <sup>1</sup>	3,000	
楽天証券株式会社	7,495	
エース証券株式会社 <sup>1</sup>	8,831	
株式会社SBI証券	48,323	
東海東京証券株式会社	6,000	
ワイエム証券株式会社	1,270	
百五証券株式会社 <sup>1</sup>	3,000	
静銀ティーエム証券株式会社 <sup>1</sup>	3,000	
日本アジア証券株式会社 <sup>1</sup>	4,400	
東洋証券株式会社 <sup>2</sup>	13,494	
西日本シティTT証券株式会社	3,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	40,500	
マネックス証券株式会社 <sup>1</sup>	12,200	
ほくほくTT証券株式会社 <sup>1</sup>	1,250	
八十二証券株式会社 <sup>1</sup>	800	
七十七証券株式会社	3,000	
ごうぎん証券株式会社	3,000	
フィデリティ証券株式会社	8,157	
野村證券株式会社 <sup>3</sup>	10,000	

九州F G証券株式会社 <sup>4</sup>	3,000	
藍澤證券株式会社 <sup>1</sup>	8,000	
株式会社福岡銀行 <sup>5</sup>	82,329	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社熊本銀行 <sup>5</sup>	33,847	
株式会社親和銀行 <sup>5</sup>	36,878	
株式会社東北銀行 <sup>5</sup>	13,233	
株式会社大垣共立銀行 <sup>1</sup>	46,773	
株式会社京都銀行 <sup>5</sup>	42,103	
ソニー銀行株式会社 <sup>5</sup>	31,000	
株式会社伊予銀行 <sup>1</sup>	20,948	
株式会社京葉銀行 <sup>1</sup>	49,759	
株式会社イオン銀行 <sup>5</sup>	51,250	
株式会社武蔵野銀行 <sup>1</sup>	45,743	
株式会社常陽銀行 <sup>1</sup>	85,113	
株式会社千葉銀行 <sup>1</sup>	145,069	
株式会社八十二銀行 <sup>1</sup>	52,243	
株式会社鹿児島銀行 <sup>4</sup>	18,130	
オーストラリア・アンド・ニュー ジーランド・バンキング・グルー プ・リミテッド（銀行） <sup>1</sup>	2,482,582	
株式会社足利銀行	135,000	
株式会社静岡銀行 <sup>5</sup>	90,845	
株式会社北海道銀行 <sup>1</sup>	93,524	
株式会社池田泉州銀行 <sup>5</sup>	61,385	
株式会社広島銀行	54,573	
株式会社東京スター銀行	26,000	
株式会社愛知銀行 <sup>1</sup>	18,000	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	
三井住友信託銀行株式会社 <sup>3</sup>	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

- 「ヘッジなし 毎月分配型」及び「ヘッジなし 年2回決算型」についてのみ、募集の取扱い等を行います。
- 「ヘッジなし 毎月分配型」、「ヘッジなし 年2回決算型」及び「ヘッジあり 年2回決算型」についてのみ、募集の取扱い等を行います。
- 受益権の新規の募集の取扱いは行いません。
- 「ヘッジなし 年2回決算型」についてのみ、募集の取扱い等を行います。
- 「ヘッジなし 毎月分配型」についてのみ、募集の取扱い等を行います。

（注）九州F G証券株式会社の資本金の額は平成29年9月末現在の額を記載しております。



## 2【関係業務の概要】

### (1)受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

### (2)投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図を行います。

### (3)販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

## 3【資本関係】

委託会社と他の関係法人の間には直接の資本関係はありません。委託会社及びレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドの最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

### 第3【その他】

- (1)目論見書の別称として、「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (2)目論見書の表紙等に委託会社及び当ファンドのロゴ・マーク、図案を採用すること及び次の事項を記載することがあります。
  - ・目論見書の使用開始日
  - ・委託会社等の金融商品取引業者番号
  - ・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨
  - ・信託財産は、信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・当ファンドの詳細情報の照会先（委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等）
  - ・投資信託説明書（請求目論見書）の入手方法及び信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に記載されている旨
  - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」「投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではない。証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にならない。」との趣旨を示す記載
- (3)「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の関連する箇所に記載することがあります。
- (4)投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (5)目論見書は、電子媒体としてインターネット等に掲載される場合があります。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月21日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）の平成29年9月21日から平成30年3月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）の平成30年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）の平成29年9月21日から平成30年3月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）の平成30年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）の平成29年9月21日から平成30年3月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）の平成30年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）の平成29年9月21日から平成30年3月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）の平成30年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月25日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。